



第5期 静岡県文化振興基本計画
2022-2025

令和4年3月
静岡県

多種多彩な文化が花開き、一人ひとりが表現者になる 「ふじのくに芸術回廊」の実現に向けて



このたび、静岡県では、「静岡県文化振興基本条例」に基づき、「ふじのくに文化振興基本計画」を策定いたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちは厳しい生活を強いられる中で、文化芸術こそが心の豊かさを生み出し、人間が生きる上で当たり前過ぎるくらい重要なものだと認識させられました。

本計画では、県民の皆様が心豊かに生活を送るためには文化芸術が不可欠であるという考えに基づき、多種多彩な文化を育み、それを誰もが受け止め認め合い、それぞれが発信し表現者となる静岡県を創るため、今後4年間の具体的施策を定めております。

県では、東京2020オリンピック・パラリンピックを文化の祭典として盛り上げた「静岡県文化プログラム」のレガシーとして、令和3年1月、県文化財団内に「アーツカウンシルしずおか」を設置しました。アーツカウンシルしずおかでは、社会の様々な分野と文化芸術を結び付けて、社会課題への対応や地域活性化を目指す住民主体の創造的な活動への支援を広げてまいります。

また、本県文化芸術の大きな特徴であるSPACに代表される舞台芸術をキーワードとして「演劇の都」構想を令和3年に策定し、県内舞台芸術の振興や演劇の都の拠点づくりなど構想の内容を本計画に取り込んでおります。

さらに、子供たちの感性や創造性を育む文化教育プログラムの取組を推進し、本県の次代の文化芸術を担う人材育成に貢献します。また、県民の皆様が多種多彩な文化芸術を享受できる機会を充実させるため、県文化施設を中心にデジタルコンテンツを拡充し、老若男女、国籍を問わず、生涯を通じて文化芸術を鑑賞する機会を提供してまいります。

計画の策定に当たり、貴重な御意見を賜りました静岡県文化政策審議会の委員の皆様、文化関係団体をはじめとする県民の皆様から心から感謝申し上げます。「ふじのくに芸術回廊」の実現に向けて、今後とも皆様の御支援・御協力をお願い申し上げます。

令和4年3月

静岡県知事 川勝平太

第5期 静岡県文化振興基本計画

目 次

第1章	文化振興基本計画とは	1
	1 計画の概要	
	2 対象とする文化芸術の範囲	
	3 文化芸術の価値と意義	
第2章	文化を取り巻く状況	3
	1 社会情勢の変化、国の政策の動向	
	2 静岡県の現状と課題	
第3章	文化振興の基本目標	11
	1 第5期計画の基本目標	
	2 基本目標の考え方	
	3 県として推進すべき政策の方向性	
	4 静岡県の目指す姿	
○	第5期計画の施策体系図	16
第4章	施策展開	18
	1 重点施策	
	2 施策展開の中核となる文化振興の方針的取組	
	重点施策1 世界に輝くしずおか文化芸術の振興	
	重点施策2 社会の多様な担い手による創造的な活動の推進	
	重点施策3 文化芸術に触れる機会の拡充と人材育成の促進	
	重点施策4 文化芸術を振興する仕組みの充実	
	重点施策5 持続可能な文化活動の推進	
	3 「ふじのくに芸術回廊」の文化ゾーンの構築	
第5章	計画の推進と進行管理等	56
	1 計画の推進	
	2 計画の進行管理	
資料編		61
	県文化施設・機関の役割	
	計画策定までの経緯	
	静岡県文化政策審議会委員名簿	
	静岡県文化振興基本条例	

第1章 | 文化振興基本計画とは

1 計画の概要

(1) 計画の目的

「静岡県文化振興基本計画」（以下「計画」という。）は、「静岡県文化振興基本条例」（平成18年10月施行。以下「条例」という。）第6条に基づき策定するものです。

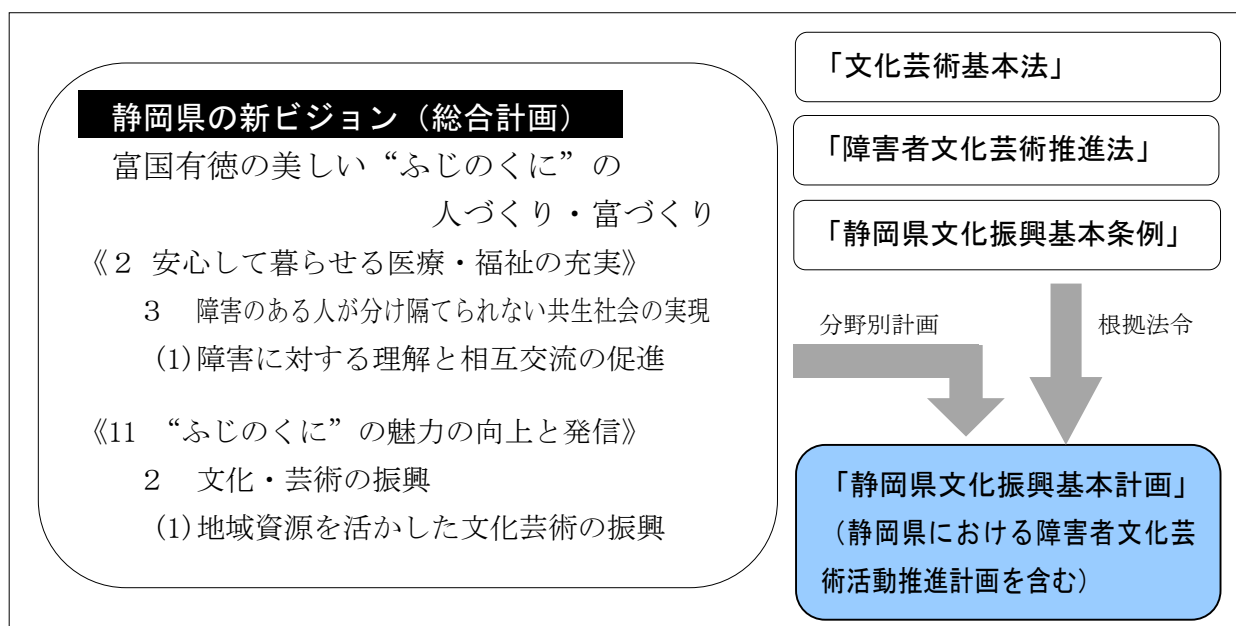
本県の文化振興の目標や進める施策を明らかにし、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図ることにより、①個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現、②文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会の実現に寄与することを目的としています。

(2) 計画の位置付け

この計画は、静岡県の新ビジョン（総合計画）の文化振興に関する分野別計画として、条例に基づき文化政策の具体的な取組を明らかにし、本県の文化振興の基本となる計画です。

また、この計画は、次の法令に規定する計画として位置付けられています。

- ・文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項に規定する「**地方文化芸術推進基本計画**」
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）（以下、「**障害者文化芸術推進法**」という。）第8条に規定する「**地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画**」



(3) 計画の期間

令和4年度から令和7年度の4年間を計画期間とします。

2 対象とする文化芸術の範囲

文化芸術基本法では、第8条から第13条に文化芸術の対象範囲を例示していますが、自然を生かしながら培い、地域で受け継がれてきた伝統食や伝統芸能、特色ある景観なども含め、「文化」という言葉は非常に広い範囲に及び、衣食住をはじめとする暮らし全般にわたります。

このため、本計画は、「文化」を限定的に捉えず、文化振興は幅広い分野にわたって全ての人に関わる政策であるとの考え方に基づいた計画とします。

3 文化芸術の価値と意義

国が平成30年に定めた「文化芸術推進基本計画」において、文化芸術は、国民全体及び人類普遍の社会的財産として、創造的な経済活動の源泉や、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤になるものであり、以下のような本質的及び社会的・経済的価値を有しているものとされています。

(文化芸術の本質的価値)

- ・豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるもの。
- ・国際化が進展する中であって、個人の自己認識の起点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるもの。

(文化芸術の社会的・経済的価値)

- ・他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するもの。
- ・新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するもの。
- ・科学技術が発展し、情報化が進展する中であって、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するもの。
- ・文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるもの。

本計画においても、文化芸術が有するこうした様々な価値を十分に認識し、施策を通じてその効果を高めていきます。また、地域で受け継がれてきた文化芸術について、地域住民の理解を深め、確実な保存、継承と発展に努めていきます。

第2章 | 文化を取り巻く状況

1 社会情勢の変化、国の政策の動向

第4期計画期間の平成30年度から令和3年度までの4年間は、高齢化・少子化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の発生により、社会情勢が大きく変化し、文化振興にも大きな影響が生じた期間でした。また、社会情勢の変化を受けて、文化振興を取り巻く法制度の改正もあり、時代に合わせた文化振興の方針が求められています。

(1) 人口減少と少子化、高齢化の進行

本県では、平成19年12月の379万7千人をピークに人口減少局面を迎え、令和3年9月の推計人口は361万人まで減少しており、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）が発表した「日本の地域別将来推計人口」によれば、令和22年（2040年）の本県の総人口は309万4千人になるとされています。

また、人口構造の変化も進み、平成27年国勢調査による本県の人口構成と社人研の令和22年将来推計人口構成を比較すると、年少人口の割合は13.0%から10.9%に減ることが見込まれています。

高齢化が進むことにより、劇場等での鑑賞者数の減少や、地域の伝統文化や技術の断絶のほか、社会に積み上げられてきた生活文化の継承が困難になるなど、大きな影響が予測されるため、文化を継承していく次世代を担う人材の育成が急務です。

また、若年人口が減少していく中で、家庭や学校などあらゆる場面で、文化を子どもたちに伝え、体験させることが重要となります。その中から、将来の演者や鑑賞者など文化の担い手を育てなければ、文化の衰退につながります。

県として将来、少子化の影響を極力抑えて、文化を享受し、創造できる若者を育ていく必要があります。

(2) 情報技術の高度化（デジタル社会の進展）

情報通信技術の発展に伴い、文化芸術の楽しみ方が大きく変化してきた中で、コロナ禍によってさらに電子情報の活用が加速しました。コンサートや演劇等の有料での動画配信や、美術館や博物館の収蔵品をデジタル画像で楽しむなど、代替的な取組が進みました。

文化を発信するアーティスト側にとっても、電子情報の活用を意識することは避けられない状況にあります。文化芸術における電子情報技術の活用の進展は、文化を提供する側、享受する側双方にとって、注目されるべき動向となっています。

(3) ローカル化、グローバル化

コロナ禍は、テレワークの広がり、副業の浸透といった就業形態の多様化などにより、

都市部に住む人の地方移住や二拠点生活（デュアルライフ）が広がるなど、人々の暮らし方にも変化をもたらしました。首都圏等からの興行に頼っていた文化イベントも減少が予想され、本県が文化で人を引きつけるためには、本県ならではの文化の魅力を発信するとともに、本県内でアーティストが育ち、活躍できるための地産地消的なアプローチが必要です。

また、県内各地域の住民がその地域の文化の価値を理解し、地域内で文化を広めることで、より豊かな文化が形成され、文化の価値が高まっていきます。

静岡県文化プログラムの展開で培ってきた地域の文化資源や文化芸術を活用し、地域を一層活性化させていくことが必要です。

グローバル化については、コロナ禍によって海外との人的・物的交流が大きく停滞したものの、情報通信や交通の技術革新が進む中で、潮流として定着したと考えられます。

今後、ポストコロナ時代、また、令和7年（2025年）日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催を見越した外国人居住者や来県者の増加に伴い、世界の人々が本県の文化資源に触れることで、新たな魅力が発見されたり、磨きがかかることも期待されます。

再びグローバルに本県文化の魅力を発信し、世界とつながっていくことができるよう、本県の文化とグローバル化を一体にとらえて考えていくことが必要です。

（４）SDGs（持続可能な開発目標）への貢献

平成27年9月の国連の持続可能な開発サミットにおいて、令和12年（2030年）までの開発目標として、「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」等の17のゴールと、それに関連する169のターゲットが定められました。SDGsは、企業や地方自治体、アカデミアや市民社会の一人ひとりに至るまで、達成に向けて全ての人の行動が求められています。

本計画の上位計画である静岡県の新ビジョン（総合計画）は、SDGsと方向性を同じくするものであり、計画の推進がSDGsの達成につながると考えられています。そのため、分野別計画である本計画においても、SDGsの達成に向けた施策の展開を意識していく必要があります。

● 本計画に関連するSDGsのターゲットと関連する施策

ゴール		主要関連施策
4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		重点施策 3 (人材育成)
8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		重点施策 5 (観光地域づくり、資金調達)
10. 国内及び各国家間の不平等を是正する		重点施策 2 (障害者芸術)、重点施策 4 (施設運営)
11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する		重点施策 1 (世界遺産)
14. 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		重点施策 1 (景観の保全と形成)
15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		重点施策 1 (景観の保全と形成)

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による危機

令和2年に世界中に広まった新型コロナウイルス感染症は、現代社会に対して、政治経済、医療から人々の暮らしに至るまで、あらゆる分野において多くの課題を突きつけました。

文化芸術分野においても、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世界中で文化イベントは自粛を余儀なくされ、その多くが中止・縮小・延期となり、アーティストの発表機会が奪われるとともに、イベント等に従事する人たちの仕事が失われました。本県ではこの危機に即座に対応し、「ふじのくに#エールアートプロジェクト」(後述)により、文化芸術活動の機会が失われたアーティスト等の活動再開や感染防止を施した活動に対する支援を行ってきました。

文化芸術にとって多大な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症ですが、その一方で、イベントの中止などを通じて、「人々にとって文化芸術が心の豊かさを生み出してくれるものである」との認識にもつながりました。

今回の状況を教訓として、新型コロナウイルス感染症に限らず、今後様々な災害や危機的ないかなる状況にあっても県民が文化芸術の鑑賞・創造活動を維持できるような仕組みづくりが必要です。

（６）国の政策の動向

第４期計画期間中には、文化を取り巻く情勢に対応して、文化に関する法令の多くが改正されました。法改正の趣旨を踏まえて、本県の新たな計画を策定する必要があります。

○ 文化芸術推進基本計画の策定（平成 30 年）

平成 29 年に文化芸術振興基本法が一部改正され、法律の名称が文化芸術基本法に改められるとともに、平成 30 年 3 月には文化芸術基本法第 7 条に基づいて文化芸術推進基本計画が策定されました。本県の第 5 期計画の策定にあたっては、国の計画の理念や目指すべき姿を踏まえることとします。

○ 障害者文化芸術推進法の制定、障害者文化芸術活動推進基本計画の策定（平成 30 年、平成 31 年）

平成 30 年 6 月に、障害者文化芸術推進法が制定され、平成 31 年 3 月には、同法第 7 条に基づく障害者文化芸術活動推進基本計画が策定されました。

同法は、障害のある人による文化芸術活動を通じて障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としています。

○ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）の制定（令和 2 年）

令和 2 年に制定された文化観光推進法は、文化振興を観光振興と地域活性化につなげ、その経済効果が文化振興に再投資される好循環を創出することを目的としています。

拠点となる文化施設と地域の観光事業者等が相互に連携して、個々の魅力を地域全体の文化観光の魅力へと引き上げ、総合的に発信することで観光誘客を達成し、地域全体の振興につなげていくことが求められます。

○ 文化財保護法の改正（平成 30 年、令和 3 年）

過疎化・少子高齢化による貴重な文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となる中、文化財保護法は、平成 30 年に改正され、文化財を継承し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進等について定められました。

また、令和 3 年の改正では、無形文化財及び無形の民俗文化財の国登録制度が新設され、さらに、国だけでなく、地方公共団体も文化財の登録制度を設けることができるようになりました。

○ 食文化の振興推進

平成 29 年の文化芸術基本法の改正時に、国が振興を図る生活文化の例示として「食文化」が明記され、令和 2 年に文化庁食文化担当参事官の設置、文化審議会文化政策部会への食文化ワーキンググループの設置など、食文化振興の推進に取り組んでいま

す。

また、令和3年の文化財保護法改正で無形文化財の登録制度が新設され、登録制度の活用等により、食文化が未来に継承されるべき伝統文化の一つとして継承されていくことが期待されます。

2 静岡県の現状と課題

第4期計画においては、感性豊かな地域社会の形成に向けて、「文化を享受し、創造し、支える人を育てるとともに、文化活動を行う環境や仕組みを整えます」との基本目標を掲げて施策展開を行いました。

● 第4期計画期間中の主な成果

県が推進する政策	環境や仕組みの整備	その他主要実績
豊かな感性を育む文化振興	<ul style="list-style-type: none">・子どもを対象とした事業の確立（ふじのくに子ども芸術大学、子どもが文化と出会う機会創出事業等）・文化振興と障害者文化芸術振興の一体的推進	<ul style="list-style-type: none">・県文化施設における鑑賞・体験機会の提供の充実・障害者芸術の拡充（まちじゅうアート、障害者芸術祭等）
新たな価値を生み出す文化振興	<ul style="list-style-type: none">・「演劇の都」構想の策定・文化財保存活用大綱の策定・交響楽団への支援制度制定	<ul style="list-style-type: none">・SPACの世界的な活躍・ふじのくに芸術祭の継続・静岡県文化プログラムの展開・ふじのくに#エールアートプロジェクトの実施
人・社会・世代をつなぐ体制づくり	<ul style="list-style-type: none">・静岡県文化プログラムからアーツカウンシルしずおかへの継承・静岡県文化財保存活用サポートセンターの設置	<ul style="list-style-type: none">・静岡県文化プログラム（地域密着プログラム）の展開・地域支援制度の確立

【静岡県文化プログラムの展開とアーツカウンシルしずおかの設置】

静岡県文化プログラムは、新型コロナウイルス感染症による事業の中止や延期もありましたが、平成30年度からの4年間で着実に実績を積み重ね、本県ならではの文化資源を活用した「地域プログラム」の実施や、文化芸術を活用した地域課題への対応につながる取組を推進する「地域密着プログラム」による団体支援を行ってきました。

令和3年1月には、この静岡県文化プログラムで培った仕組みや人材を生かし、社会の様々な分野と文化芸術を結び付け、社会課題の解決や地域活性化を目指す活動を支援する「アーツカウンシルしずおか」を(公財)静岡県文化財団(以下「県文化財団」という。)内に設置しました。

【SPACの世界的活躍と「演劇の都」構想の策定】

静岡県舞台芸術センターSPAC(以下、「SPAC」という。)は、平成30年のパリで開催された「ジャポニスム2018」や、令和元年にニューヨークで開催された日本博「Japan2019」で公演するなど、近年の海外公演を通じて世界的に知名度を増しています。

また、県内での毎年200回前後の公演の開催、中高生鑑賞事業やワークショップの実施などの人材育成に積極的に取り組んでおり、県では、SPACを中核とした「演劇の都」静岡としての発信に取り組むため、令和3年に「演劇の都」構想を策定し、構想の実現に向けた取組を進めています。

【子どもを対象とした事業の確立】

第4期計画において重点施策としていた「子どもが文化と出会う機会の充実」については、従前から継続実施している「ふじのくに子ども芸術大学」に加え、県全域を対象とした県内のプロオーケストラやSPACによる学校訪問プログラムを通じて、将来本県を担う子どもたちの豊かな感性を育む「子どもが文化と出会う機会創出事業」を令和元年度に立ち上げるなど、子どもを対象とした事業を確立しました。また、県文化施設では、各施設の特色を生かした多彩な子ども向け体験型の事業を実施しました。

【静岡県文化財保存活用大綱の策定と具現化に向けた取組】

文化財保護法の平成30年改正に基づき、本県における文化財の総合的な保存と活用の方向性を示す「静岡県文化財保存活用大綱」を令和2年に策定するとともに、同年「静岡県文化財保存活用サポートセンター」を設置し、文化財を支える人材の育成や文化財の活用促進を行うなど、大綱の具現化の取組を進めています。

【文化振興と障害者文化芸術振興の一体的推進】

障害者文化芸術については、誰もが活躍できる社会の実現に向け、令和2年に障害者文化芸術振興の所管を障害者福祉担当部局から文化担当部局に移管し、文化芸術施策と障害者文化芸術施策を一体的に展開しています。

○ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大によって文化芸術を取り巻く情勢は一変しました。

それまで、文化芸術に携わる人の多くを首都圏に依存してきたことで、緊急事態宣

言下における文化芸術イベントにアーティストが来静できないなどの事態が生じました。また、県境をまたぐ移動の自粛に伴い、県民が文化芸術を鑑賞する機会も限定的になりました。この危機を踏まえ、本県のみで鑑賞・活動が完結できる、いわば文化の地産地消に向けて、本県が持つ文化資源の活用や本県発の人材育成などが求められることとなりました。

本県では、こうした状況下でも県民が豊かな生活を送るためには文化芸術が不可欠である、という考え方に基づいて、県民が安心して楽しめる文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、それを支える文化芸術関係者の活動再開を支援するため、「ふじのくに#エールアートプロジェクト」を立ち上げ、文化芸術に携わる人たちに向けた相談窓口を設置・運営するとともに、令和2年8月と令和3年2月の2回にわたって、アーティストによる「新しい生活様式」に対応した文化芸術活動を支援しました。この支援からは、アーティストによる新しい表現方法が生まれるなど、未来につながる文化芸術活動が生み出されました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、文化施設が休館に追い込まれた令和2年4月以降、手指消毒や検温、事前予約制の導入などの感染症対策に加えて、美術館や博物館の収蔵品等の一層の活用に向けたデジタルコンテンツの拡充などの取組を行いました。

● 文化振興における課題の整理

第4期（平成30年～令和3年度）における成果・動き

社会情勢の変化	文化政策の動向	本県の取組
<p>○人口減少、少子・高齢化 文化の担い手や文化を支える人の育成</p> <p>○情報技術の高度化 （デジタル社会の進展） 誰でも発信できる時代の到来、高度化した情報技術の文化振興への活用</p> <p>○ローカル化、グローバル化 静岡時代に向けた文化芸術の地産地消の取組、静岡文化の国内外への発信</p> <p>○SDGsへの貢献 「誰一人取り残さない」包摂性のある社会の実現への寄与</p> <p>○新型コロナウイルス感染症 いかなる状況にあっても鑑賞・創造活動を継続できる仕組みづくり</p>	<p>○文化芸術推進基本計画の策定（H30） 文化芸術の多様な価値の活用</p> <p>○障害者文化芸術活動推進法の制定、基本計画の策定（H30, R1） 誰もが多様な選択肢を持ち得る社会の構築</p> <p>○文化観光推進法の制定（R2） 拠点施設を中心とした文化観光の推進</p> <p>○文化財保護法の改正（H30, R3） 文化財の保護、継承の強化</p> <p>○食文化の振興推進 日本が誇る食文化の振興推進</p>	<p>○アーツカウンシルしずおかの設置 文化芸術の力を生かした活動を支援し、地域を元気にする組織の誕生</p> <p>○「演劇の都」構想の策定 SPACを中核とした「演劇の都」づくりの推進</p> <p>○子どもを対象とした事業の確立 学校訪問プログラム、各文化施設の体験型事業等</p> <p>○文化財保存活用大綱の制定 文化財を県民総がかりで守り、親しみながら未来へつなぐための基本方針</p> <p>○新型コロナウイルス感染症への対応 「ふじのくに#エールアートプロジェクト」の実施</p>



第5期（令和4～7年度）の文化振興における課題

- ・静岡県文化プログラムなどを通じた他分野との連携や、地域色ある文化財の連携促進など、本県の多彩な文化資源の活用を進めてきましたが、さらに、魅力ある文化資源を内外にアピールし、活用を進めていく必要があります。
- ・静岡県文化プログラムやふじのくに芸術祭の開催など、県民の文化活動機会を提供してきましたが、障害のある人の社会参加の促進や、高齢者の生きがい創出、外国人との交流や相互理解など、文化芸術が持つ力を多種多様な県民が享受し、創造できるよう、活動機会の拡充に努める必要があります。
- ・SPACや文化施設の活用などによって子どもたちが文化に触れる機会の創出に努めてきましたが、少子化が進む中で、引き続き拡充に努めるとともに、教育機関と連携して、次代の文化の担い手や支えていく人材を育成していく必要があります。
- ・県文化財団と、財団内に設置したアーツカウンシルしずおか、SPACなど、県内の文化の核となる団体を中心として、県内の文化を担う実施主体間のネットワーク構築を進めていく必要があります。
- ・コロナ禍による対応を教訓として、今後、様々な社会的危機や災害などに対応し、永続的に文化活動や運営ができる持続可能な仕組みづくりが必要です。

第3章 | 文化振興の基本目標

第5期計画においては、第4期計画期間中の、文化振興の環境や仕組みづくりの成果をベースとして、社会情勢の変化や法改正の動向などに敏感に対応しつつ、第2章で整理した本県の課題を解決し、さらなる本県文化レベルの向上を図っていく必要があります。ここでは、そのための基本目標を設定するとともに、基本目標の達成につなげる県が推進すべき政策の方向性を提示します。

1 第5期計画の基本目標

多種多彩な文化が花開き、一人ひとりが表現者になる 「ふじのくに芸術回廊」の実現

～子どもたちを感性豊かに育み、生涯を通して文化に親しめる地域社会を目指して～

2 基本目標の考え方

この計画では、多種多彩な文化を育み、それを誰もが受け止め認め合い、それぞれが発信し表現者となる静岡県を創ります。そうした文化芸術の創造や参画、鑑賞に親しむ姿に、どこに行っても巡り会える広い回廊のような静岡県を創ることをイメージし、“しずおか”が持つ豊かな文化的魅力を楽しみつつ、子どもから高齢者までが生涯、文化に親しめる地域社会の理想を目指します。

● 多種多彩な文化が花開き とは

「多種」で、性別、国籍、年齢、障害の有無などにかかわらず多様性を尊重し、各々の個性を大切にすることを意味し、「多彩」とすることで、様々な美しい文化が集まる様を表しています。第5期計画期間では、県民がそうした文化の「花」を各地域で咲かせ、楽しむ状態を理想とし、「多種多彩な文化が花開き」と表現します。

● 一人ひとりが表現者になる とは

第4期計画期間中の静岡県文化プログラムの展開により、地域と文化芸術が結びつく多くの事例が創り出されました。そこでは、アーティストが自ら創作活動をし、さらに地域で場を提供したり協力して文化芸術活動に参画する者が、創作活動へ関わることで自分なりの文化に親しむ場ともしていきました。また、鑑賞

者であっても感想、評価や情報発信で自分の感じたことを自由に表現して、それぞれに楽しむ姿が見られました。

さらに、こうしたイベントに限らず、地域の特色ある芸能、自然や動植物、伝統、食文化等まで文化の概念を広げてしまえば、地域で日々暮らしていく中でも文化芸術をおのずと取り組んで楽しむことができます。

第5期計画では、このように“しずおか”の豊かな文化的魅力を自分なりの方法で主体的に楽しむ人々の全てを「表現者」と表し、県民の一人ひとりが文化芸術を自分事として捉え、様々な形で文化に親しめる社会を目指します。

● 「ふじのくに芸術回廊」の実現 とは

第2期計画から理想として掲げている「ふじのくに芸術回廊」の実現を、第5期計画においても引き続き基本目標として掲げます。

“しずおか”の持つ豊かな文化的魅力とは、多様な文化芸術が身近に楽しめ、富士山をはじめとする美しい自然景観や動植物に恵まれ、古来より名所・旧跡、歴史的建造物が多く、そこに民話や伝説、伝統芸能が継がれ、全国有数の食材の宝庫の下で食文化も発展するなど、文化の「場の力」を持っていることです。それらが、各地域毎に特色を持って拡がり、本県は、まるで回廊を巡るかのよう、次々に新たな感動や刺激に出会える地域であると言えます。

県では、このように風致に富んだ文化資源の価値を改めて認識し、地域に住む人々が誇りを持ち、その魅力を生かした地域づくりが、県内のあらゆる地域で活発になるよう効果的な施策を展開することにより、いつでもどこでも多彩で魅力的な文化に出会うことができる「ふじのくに芸術回廊」の実現を目指します。

● 子どもたちを感性豊かに育み とは

第5期計画では、社会総がかりで次世代の文化教育に力を注ぎます。乳幼児から未成年までを「子どもたち」と総称し、地域社会の暮らしや教育の場において、その頃から文化芸術に触れる機会を拡げ、文化の楽しさを体感できることにより、子どもたちを感性豊かに育むことを理想とします。

● 生涯を通して文化に親しめる地域社会 とは

第5期計画では、子どもたちから高齢者までの多様な世代に文化芸術が行き渡り、県民一人ひとりが主体的に生涯文化に親しめることを理想とします。様々な観点から文化振興施策を展開して、全ての県民が文化の表現者になれる地域社会を目指していきます。

3 県として推進すべき政策の方向性

平成30年に策定した第4期計画では、本県の豊かで多様な文化資源を生かし、人を育て、人々が文化活動を行う環境や仕組みを整える施策を通じて、文化に関わる人材が育ち、地域で活躍することで、誰に対しても開かれ、人々が自由に文化を享受また創造し、互いの価値観や違いを認め合う社会の形成を「ふじのくに芸術回廊」の実現になぞらえ、概ね10年後の姿としました。

第5期計画においても基本目標として掲げる「ふじのくに芸術回廊」実現に向けて、第4期計画期間中の実績を踏まえ、県が推進すべき政策の方向性を次とおり設定します。

(1) 第4期計画期間では、本県の持つ多彩な地域資源をベースとして、静岡県文化プログラムをはじめ、アーツカウンシルしずおかの設立、「演劇の都」構想の策定、SPACの躍進、富士山静岡交響楽団の誕生など、新しい文化振興のコアとなる動きがありました。

こうした本県が持つ多彩で特徴的な文化資源を磨き上げ、国内外に誇れる静岡ブランドとして発信することにより、多くの県民が本県の文化芸術に誇りを持ち、地元で多様な文化芸術を楽しむとともに、国内外から鑑賞等のために人々が訪れるよう、施策を推進していきます。

(2) 第4期計画期間では、静岡県文化プログラムを中心に、県内各地域で文化活動が広まり、住民にとって文化が身近なものになり、文化芸術活動への関心が高まってきました。

これを踏まえ、性別、国籍、年齢、障害の有無などにかかわらず、県内各地域に住むあらゆる人々が文化を創造し発表する機会を創出、拡充していきます。また、地域の様々な社会的課題に対応して地域が活性化するよう、県民による文化芸術を活用した創造的な取組を促進していきます。

(3) 第4期計画期間では、県内で文化活動が広まることで、多くのアーティストが活躍する場も増え、また、少子化が進む中で子どもたちへの文化のアウトリーチの動きも進みました。

そこで、県民が多彩な文化芸術に触れる機会を拡充するとともに、将来を担う子どもや若者に対し、体験を通じて多様な文化を身近に感じることが出来る機会をさらに拡充します。また、教育行政と文化行政の連携を強め、文化への理解を深める取組を推進することにより、子どもたちの文化への志向と感性を養います。

さらに、アーティストの発掘や養成、文化芸術を支える人材の育成に取り組みます。

(4) 第4期計画期間では、静岡県文化プログラムを継承してアーツカウンシルしずおかが設立され、「演劇の都」構想や文化財保存活用大綱などの文化活動をつなぐ仕組みづくりが進みました。

今後はこうした仕組みを生かして、専門性と広域性を高めていくために、県、市町、県文化財団や県文化協会、県内公立文化施設等文化振興の実施主体の役割を活性化し、それぞれの**実施主体間の情報共有やネットワークを再構築し、文化振興のプラットフォームを確立**します。

(5) 第4期計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染症は、文化の持続について大きな危機をもたらしました。

次々に変化する時代や、感染症や災害、人口減少など、想定しうる**様々な危機に対応できる文化振興の仕組みを備えるとともに、地域活性化や観光振興など様々な課題に文化資源を活用していくことを通じて、持続可能な文化芸術活動を実現**していきます。

第5期計画期間中に実施する施策は、上記の政策の方向性に沿ったものとしていくため、第4章「施策展開」において、重点施策及び県の具体的取組を提示します。

4 静岡県の目指す姿

静岡県文化振興基本条例

静岡県の豊かで多様な文化資源の活用・発展

(多様な文化活動とその担い手、名所・旧跡、歴史的建造物、民話や伝説、田遊びなどの伝統芸能、自然景観や動植物、食・特産品、文学作品等のゆかりの地など)

個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現

文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会の実現

第4期計画（平成30年度～令和3年度）の基本目標

感性豊かな地域社会の形成〈ふじのくに芸術回廊の実現〉

～文化を享受し、創造し、支える人を育てるとともに、文化活動を行う環境や仕組みを整えます～

《第4期計画期間の成果》

- ・県内各地における文化活動の活発化
- ・Webの活用等、文化芸術活動の多様化

- ・アーツカウンシルしずおかの設立
- ・子どもたちが文化に触れる機会の拡充

4年後（令和7年）に目指す姿

世界に誇れる静岡の文化や、文化活動団体の活動を通じた地域活性化により、関係人口が増えている状態

普段の生活の中に文化芸術が溶け込み、全ての県民の身近に文化芸術が存在している状態

将来を担う感性豊かな若者が育ち、文化活動の担い手や支える人が増えている状態

＜第5期計画（令和4～7年度）の基本目標＞

多種多様な文化が花開き、一人ひとりが表現者になる「ふじのくに芸術回廊」の実現
～子どもたちを感性豊かに育み、生涯を通して文化に親しめる地域社会を目指して～

第5期計画の施策体系図

【第5期計画の基本目標】

多種多彩な文化が花開き、
一人ひとりが表現者になる
「ふじのくに芸術回廊」の実現

～ 子どもたちを感性豊かに育み、
生涯を通して文化に親しめる
地域社会を目指して ～

第4期の成果・実績

- アーツカウンシルしずおかの設置
- 「演劇の都」構想の策定
- 子どもを対象とした事業の確立
- 文化財保存活用大綱の制定
- 新型コロナウイルス感染症への対応

文化を取り巻く状況の変化

- 人口減少、少子・高齢化
- デジタル社会の進展
- ローカル化、グローバル化
- SDGsへの貢献
- 新型コロナウイルス感染症
- 障害者文化芸術推進法の制定

重点施策名

【重点施策1】

世界に輝くしずおかの文化芸術の振興

【重点施策2】

社会の多様な担い手による創造的な活動の推進

【重点施策3】

文化芸術に触れる機会の拡充と人材育成の促進

【重点施策4】

文化芸術を振興する仕組みの充実

【重点施策5】

持続可能な文化活動の推進

重点施策の目的・ねらい

富士山をはじめとする本県の優れた文化資源の魅力を磨き、新しい価値を創造し、その価値を普及することにより、本県に住むことに誇りを持てる文化環境を整えるとともに、その魅力を国内外に発信することにより、定住人口はもとより、関係人口・交流人口の拡大につなげていきます。

多様な人々が多様な価値を認め合う共生社会の実現に向けて多くの県民の文化芸術活動への参加を促し、文化芸術を活用した創造性ある活動を、社会や地域の様々な分野に広げていきます。

他者と共感し合うことができ、創造性に富んだ感性豊かな地域社会を形成するため、多種多様な文化を老若男女、国籍を問わず、生涯を通じて、また地域に関係なく誰もが、享受できる機会の充実を図るとともに、若者たちの感性や創造性を育む取組を進め、本県の次代の文化芸術を担う人材を育成します。

県内の文化活動がより一層活発化するよう、アーツカウンシルしずおかを設置を踏まえて、県内の各種文化施設や大学など、関係機関のネットワーク化や産業等の多分野との連携など、文化振興を効果的に推進できる体制や仕組みを構築します。

コロナ禍において明らかになった課題等を踏まえ、文化芸術が社会に果たしている役割を再認識し、様々な分野との連携を進めるとともに、活動・鑑賞方法の多様化などを一層促進し、あらゆる事態が生じても持続可能な文化活動のあり方を模索していきます。

核となる具体的取組

- ・SPACによる「演劇の都」推進
- ・静岡国際オペラコンクールの開催
- ・伊豆文学賞の実施
- ・世界遺産富士山の文化的価値の発信
- ・食文化の振興と発信
- ・特色ある文化をつないだ「文化ゾーン」の構築
- ・県立美術館 40周年に向けた取組

- ・ふじのくに芸術祭・障害者芸術祭を一体化して開催
- ・アーツカウンシルしずおかによる住民主体のアートプロジェクトの促進
- ・県文化施設等における体験型ワークショップ・参加型イベント等の充実
- ・顕彰等による県民の文化活動の促進

- ・「ふじのくに文化教育プログラム」の展開（SPAC演劇アカデミー、ふじのくに子ども芸術大学など）
- ・多彩な文化芸術の鑑賞機会の提供（グランシップ、SPAC）
- ・県文化施設による鑑賞機会の提供（県立美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、富士山世界遺産センターなど）
- ・文化に関わる専門的人材の育成

- ・県文化財団等文化団体の体制強化
- ・文化施設、関係団体の連携強化
- ・舞台芸術公園の演劇の拠点化の推進

- ・観光と結びつけた文化芸術の振興
- ・文化施設におけるデジタル化の推進
- ・文化活動の継続に向けた財源確保
- ・文化資源を災害等から守る取組

第4章 | 施策展開

1 重点施策

本章では、第3章に記した「県として推進すべき政策の方向性」に基づき、基本目標の達成に向けて、本計画期間中に実施する5つの重点施策について、具体的な取組を記載します。

- 重点施策 1 世界に輝くしずおかの文化芸術の振興
- 重点施策 2 社会の多様な担い手による創造的な活動の推進
- 重点施策 3 文化芸術に触れる機会の拡充と人材育成の促進
- 重点施策 4 文化芸術を振興する仕組みの充実
- 重点施策 5 持続可能な文化活動の推進

本章では、5つの重点施策について、それぞれ次の記述を行います。

▲ **重点施策の目的**

それぞれの重点施策の目的、ねらいについて記載します。

■ **現状と課題**

それぞれの重点施策にまつわる現状や課題について記載します。

◆ **重点施策を進める上での考え方**

それぞれの重点施策を実施するにあたって踏まえておくべき視点や考え方、目標などについて記載します。

● **県の具体的取組**

それぞれの重点施策に基づいて実施する、具体的な取組を記載します。

★ **評価指標**

それぞれの重点施策に設ける活動指標、成果指標に加え、施策が地域社会に及ぼす効果を記載します。

2 施策展開の中核となる文化振興の方針的取組

本計画では、第4期計画の基本目標に基づき整備した「文化活動を行う環境や仕組み」をさらに充実する方向で、重点施策を展開していきます。

そこで、重点施策とその具体的取組を示すに先立ち、本計画の施策展開の中核となる3つの文化振興の方針的取組の理念を説明します。

【アーツカウンシルしずおかの先進的な取組】

アーツカウンシルとは、高い専門性を持つスタッフが、文化芸術の振興を目的に、各種文化芸術事業への助成を中心とした支援を行う独立機関です。

本県では、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた静岡県文化プログラムの中で、まちづくりや観光、国際交流、福祉、教育、産業など社会の様々な分野と文化芸術を結び付けて社会課題への対応や地域の活性化を目指す住民主体の創造的な活動を支援して実績を上げました。アーツカウンシルしずおかは、この支援の仕組みを継承しているところに、他のアーツカウンシルには見られない特徴があります。

アーツカウンシルしずおかは、令和3年に設置されたばかりですが、本計画の各重点施策の主体として、住民主体の創造的活動の支援、社会の様々な分野の担い手とアーティストとの連携、文化振興の主体となる組織への助言や提言など、アーツカウンシルしずおかの専門性を生かした先進的な取組を行っていきます。

【「演劇の都」構想の推進】

第4期計画期間中のSPACの活動は、海外公演や国内公演を着実に成功させるとともに、静岡県文化プログラムでは東京2020NIPPONフェスティバルの共催プログラムとして「アンティゴネ」を上演し、県域プログラムでは県民と創り上げる「忠臣蔵2021」を上演するなど、大きな存在感を表しました。また、演劇をはじめとする多くの舞台芸術イベントが文化プログラムとして実施され、文化芸術に占める舞台芸術の存在感の大きさは、本県の文化芸術の一つの特色ともなっています。

これを背景として、演劇をはじめとした舞台芸術をキーワードとする地域全体の活性化に向けて「演劇の都」構想を令和3年に策定しました。「演劇の都」構想は、本計画の重点施策と結び付く4つの柱「SPACの躍進」「県内舞台芸術の振興」「次世代の人材育成と風土の醸成」「演劇の都」の拠点づくり」を掲げており、本構想の内容が本計画の重点施策に取り込まれる形となっています。

【「ふじのくに文化教育プログラム」の展開】

将来の本県を担う子どもたちが、様々な文化芸術に触れることで、豊かな感性や創造性を養うため、第4期計画では「子どもが文化と出会う機会の充実」を重点施策として子ども向け事業を充実させました。結果、県事業だけでも年間約9万人（令和元年度）の子どもに対して実施してきましたが、個別事業ごとに募集、実施することが多く、学校現場への周知が十分に図れず、実施校が偏るなど、まだ活用の余地が十分あります。

本計画では、基本目標で「子どもたちを感性豊かに育み」と掲げ、引き続き、子どもたちの育成に力を入れていきます。

そこで、子ども向け事業の全てを1つのプログラムとして体系付け、学校に「ふじのくに文化教育プログラム」として届けます。教員に対して学校カリキュラムの多様な選択肢を示し、また、個人参加事業の児童・生徒の参加勧奨につなげることで、効率的に参加者を増やし、次代の本県の文化芸術を担う人材の育成を学校現場との連携を密にして推進します。

重点施策 1 世界に輝くしずおかの文化芸術の振興

▲ 重点施策の目的

- ・富士山をはじめとする本県の優れた文化資源の魅力を磨き、新しい価値を創造し、その価値を普及することにより、本県に住むことに誇りを持てる文化環境を整えるとともに、その魅力を国内外に発信することにより、定住人口はもとより、関係人口・交流人口の拡大につなげていきます。

■ 現状と課題

- ・本県は、世界文化遺産「富士山」、「韮山反射炉」や伊豆半島ジオパーク、南アルプスユネスコエコパーク、茶やわさびをはじめ、数多くの文化財、自然、歴史、食など、多種多様な文化資源を有しており、県民や本県を訪れる観光客を楽しませています。
- ・SPACが世界的に注目されるなど文化芸術活動も盛んな地域であり、平成28年から展開された静岡県文化プログラムでさらに各地域の文化振興の機運が高まっています。
- ・一方で、令和3年に本県が行った「文化に関する意識調査」によると、県民の文化的環境への満足度は29.7%にとどまっており、自分たちが有している文化資源の価値への理解と、地域の文化を国内外に誇っていく動きが十分ではありません。
- ・今後、評価の高い文化資源を中心として、文化が持つポテンシャルをさらに生かし、磨き上げ、世界へ発信することにより、本県が誇る文化資源の魅力を高めていくことが求められます。

◆ 重点施策を進める上での考え方

- ・静岡県文化プログラムのレガシーであるアーツカウンシルしずおかやSPAC、世界遺産などを柱として、本県の特徴的な文化芸術の質を高めることにより、多くの県民が、本県の文化芸術に誇りを持ち、その文化芸術が鍵となり、国内外から多くの人が本県を訪れる交流人口の増加を目指します。

● 県の具体的取組

〔SPACによる「演劇の都」推進〕

- ・SPACは、「演劇の都」構想の中核をなす団体として、世界の演劇界で確固たる地位を築いていくため、静岡芸術劇場や舞台芸術公園を拠点に、世界レベルの

演劇作品を創造し、県内外や海外での公演を一層充実させていきます。

- ・ S P A C は、舞台芸術を通じた国際交流を推進するため、海外からトップレベルの劇団を招へいする「ふじのくにませかい演劇祭」を開催します。
- ・ 県は、S P A C の認知度や国内外の評価の一層の向上に向けて、ホームページや SNS 等のソーシャルメディアのほか、首都圏メディアの活用等により効果的に情報を発信します。

〔静岡県文化プログラムのレガシーの継承〕

- ・ アーツカウンシルしずおかは、コミュニティの維持や地域の活性化を進めるため、静岡県文化プログラムのレガシーを生かし、少子高齢化社会、移住問題、企業のブランド化、観光、福祉、教育などの様々な分野の課題に対応する多様な人々と、文化芸術を結びつける活動を促進します。
- ・ 県は、本県を全国一創造性に輝く県にするため、アーツカウンシルしずおかの先進的な取組を国内外に誇れるよう専門機関の独立性を尊重しながら支援していきます。

〔音楽文化の普及拡大〕

- ・ 県は、国際コンクールにより広く音楽文化の発展に寄与し、県民に世界レベルの音楽を提供するため、静岡文化芸術大学、浜松市、企業等との連携により、「国際音楽コンクール世界連盟」に加盟する「静岡国際オペラコンクール」を令和5年に開催し、その魅力を動画や SNS、首都圏メディア等を積極的に活用して国内外に向けて発信します。
- ・ 県は、本県を拠点とする唯一のプロオーケストラ「富士山静岡交響楽団」が、国内外に誇れるプロオーケストラとなるよう、楽団の質の向上と安定した運営を維持するための基盤強化を支援します。

〔伊豆文学賞の実施〕

- ・ 県は、川端康成や井上靖など文豪の作品の舞台となった「文学の地」である県東部地域の文化の魅力を高めるため、伊豆地域を中心に県内の自然や歴史などを題材や素材にした小説や短編作品などを表彰する「伊豆文学賞」を主催し、その関連イベントである「伊豆文学フェスティバル」を開催します。

〔世界遺産富士山の文化的価値の発信〕

- ・ 県は、世界遺産「富士山」や、韮山反射炉を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の顕著な普遍的価値を後世へ継承するため、県内各

地での県民講座等の開催やW e bを活用した啓発を進めていきます。

- ・ 県は、富士山に対する県民の理解と関心を深め、富士山の顕著な普遍的価値を後世に継承していくため、「富士山世界遺産センター」を拠点に、富士山に関わる幅広い学術研究を行い、それらの研究成果を企画展や教育普及活動を通じて広く伝えるほか、2月23日の「富士山の日」に、「富士山の日フェスタ」や児童、学生向け啓発イベント等を開催します。

〔文化財の保存・魅力発信〕

- ・ 県は、文化財データベースにより、国宝、重要文化財をはじめとする国指定等文化財及び県指定文化財を管理し、市町や所有者等が行う保存・活用の取組に対して適切な支援を行うとともに、W e bサイトで文化財の魅力を発信していきます。

〔伝統芸能と文化資源等の保存と継承〕

- ・ 県は、市町等と連携し、民俗芸能フェスティバルを開催するなど、県内各地の祭りや神事等の伝統行事・伝統芸能、文化資源などに関する情報を積極的に県内外へ発信し、県民それぞれがこれらを楽しみ、身近に感じられる機会の提供を図ります。

〔景観の保全と形成〕

- ・ 県は、市町や関係機関と連携し、富士山、伊豆半島、駿河湾、浜名湖など本県を代表する広域景観の形成、公共空間の高質化、屋外広告物の適正化など、豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の保全と形成を進めていきます。

〔食文化の振興と発信〕

- ・ 県は、茶やわさび、水産物、日本酒など、多彩で高品質な農芸品や加工品の生産が盛んであることを生かした静岡らしい食文化を振興するため、国内外への情報発信を行うほか、静岡の食文化が持つ優れた価値や効用について県民の理解促進を図ります。また、他の地域資源や文化芸術とセットで提供するなどのイメージ戦略を図っていきます。
- ・ 県は、世界の伝統的な茶文化の紹介や、文化芸術と連携した新たな茶文化の創造を通じて茶の需要の創出を図るため、世界お茶まつりを開催し、和の食文化と関わりの深い日本茶の魅力を世界に向けて発信します。
- ・ 県は、食の都づくりの牽引役である「ふじのくに食の都づくり仕事人」による、県産食材を積極的に活用した料理・菓子の提供を通じ、国内外に「和の食文化」の情報を発信します。

- ・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、「農芸品」などの展示や食に関する体験イベント等を拡充し、静岡県の豊かな自然と生物多様性のより深い理解の促進を図ります。また、食文化の学びと体験の機会の提供等により、食文化継承の機運醸成を図ります。

〔特色ある文化をつないだ「文化ゾーン」の構築〕

- ・県は、県内各地域に点在する文化財、歴史遺産、景観等の文化資源を、食文化や文化芸術とつなげて「面」として活用することで、魅力ある「文化ゾーン」の構築を進めていきます。さらに、点在する文化資源を斬新なストーリーで紹介する「しずおか遺産」認定事業や観光事業を活用して地域の活性化を図ります。

〔文化を通じた海外との交流促進〕

- ・県は、中国浙江省と平成 24 年に締結した「静岡県と浙江省との文化分野における友好協力協定」に基づき、県立美術館と浙江美術館において美術文化に係る交流を促進します。
- ・県は、徳川家康と朝鮮通信使が駿府において会見したことにちなみ、かつて朝鮮通信使が投宿した興津清見寺において、徳川宗家当主と韓国要人が出席する茶会を開催することを通じて、日韓友好の地としての本県を広く周知し、県内各地域や韓国との文化交流事業を行うことにより、県民主体の日韓交流や相互理解、関係者間のネットワーク化を促進します。

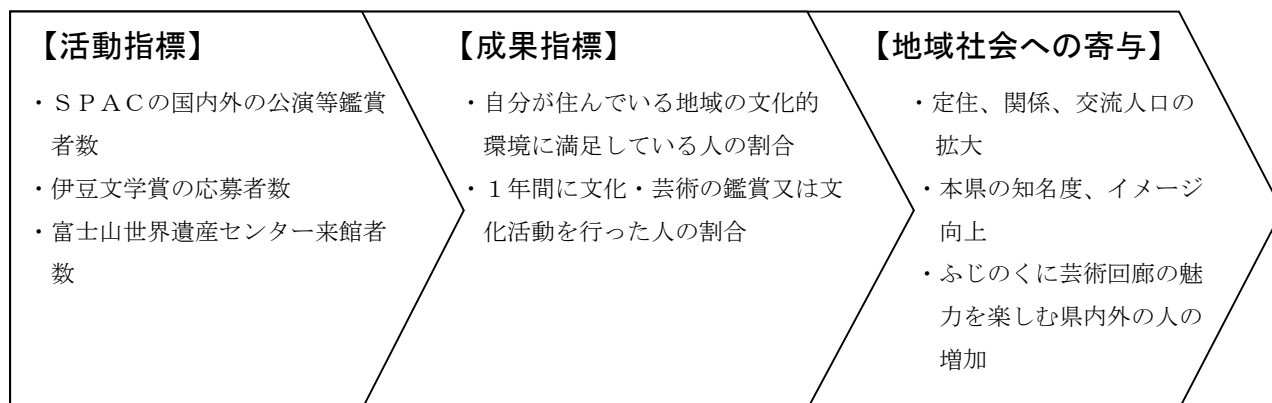
〔県立美術館 40 周年に向けた取組〕

- ・県立美術館は、令和 8 年に 40 周年を迎えることから、コレクションの持続的な収集、調査研究、展覧会やデジタル化の充実など、「静岡県立美術館 5 ヶ年計画」に基づき実践し、その魅力を国内外に発信していきます。

〔県文化施設のコレクションの発信〕

- ・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、ユニークな「知の拠点」として、展示・情報発信及び教育普及を一層効果的に進めるため、人類共有の財産である 90 万点以上の自然史標本コレクションを基に、学問領域にとらわれない調査研究の展開や資料のデジタル化の推進（資料データベースの公開等）を図ります。
- ・富士山世界遺産センターは、世界遺産「富士山」の顕著な普遍的価値を証明する資料を収集することで、国内外に誇れる収蔵品（コレクション）の充実を図るとともに、資料の調査・研究を進め、最新の知見を基に解説する企画展開催、研究成果のシンポジウムによる発表などで情報発信していきます。

★ 評価指標



重点施策 2 社会の多様な担い手による創造的な活動の推進

▲ 重点施策の目的

- ・多様な人々が多様な価値を認め合う共生社会の実現に向けて多くの県民の文化芸術活動への参加を促し、文化芸術を活用した創造性ある活動を、社会や地域の様々な分野に広げていきます。

■ 現状と課題

- ・県では、60年余りの歴史を持つ、県内における随一の総合芸術祭であるふじのくに芸術祭を開催し、県民の創造的活動を促進してきました。また、平成28年度から令和3年度にかけて文化プログラムが県内各地で次々と展開され、文化芸術の創造や発信が行われてきました。
- ・障害のある人の文化芸術活動については、平成10年から障害者芸術祭を大規模に開催して普及を図りました。また、県障害者文化芸術活動支援センター（以下、「みら一と」という。）の運営等を通じて、障害のある人が自身の個性や能力を発揮する場づくりや支援を行っています。上記2つの取組は、文化と福祉に分かれ個々に実施されてきましたが令和2年度から文化局内に所管が一元化されました。
- ・これを機に、これまで別々に開催していたふじのくに芸術祭や障害者芸術祭を、性別、国籍、年齢、障害の有無などにかかわらず、県内に住むあらゆる人々を対象とした芸術の祭典として充実させていく必要があります。
- ・また、静岡県文化プログラムによって芽吹いた住民主体の社会課題への対応や地域の活性化を目指す創造的な活動が育っていくには、新たに設置された、アーツカウンシルしずおかを通じた助言や伴走支援が求められます。

◆ 重点施策を進める上での考え方

- ・文化芸術の活動を行う多様な人々の発表機会を提供するため、ふじのくに芸術祭と障害者芸術祭を一体化して開催するなど、多様な県民の相互理解や多様性を受け入れられる社会の実現を目指します。
- ・社会の幅広い分野（まちづくり、観光、福祉、教育、産業など）において、文化芸術の価値や力は、社会問題や地域の課題を解決するヒントや糸口となることがあります。また、文化芸術がそうした役割を果たし、存在感を発揮することで、継続的な文化振興を図るうえで重要な文化を「支える」人や団体の活動の場を広げていく

ことにもなります。県は、文化芸術を社会が支えると同時に、文化芸術が社会を支えるものであることを、アーツカウンシルしずおかの活動を基に検証しつつ、文化芸術という存在が人間社会にとって不可欠なものであることを引き続き県内外に伝えていきます。

- ・県は、多くの県民が、地域社会の文化振興に、主体的にかつ創造的に取り組むよう、アーツカウンシルしずおかによる、文化芸術を活用した「アートプロジェクト」の取組を推進するなど、一人ひとりが表現者となる環境整備に取り組めます。

● 県の具体的取組

〔ふじのくに芸術祭・障害者芸術祭を一体化して開催〕

- ・県は、県民の文化芸術活動に参加する機会の充実と、相互理解の促進による共生社会を実現するため、県文化協会及び障害者福祉団体等との連携により、「ふじのくに芸術祭」と「障害者芸術祭」を一体化して開催するほか、しずおか健康長寿財団との共催による「静岡県すこやか長寿祭美術展」や、市町並びに文化団体等が主催する公募展等と連携した取組を進めていきます。

〔アーツカウンシルしずおかによる住民主体のアートプロジェクトの促進〕

- ・アーツカウンシルしずおかは、コミュニティの維持や地域の活性化のため、県内外の専門的人材の知識や経験を生かして、文化芸術と他分野との協働により、地域や社会の課題に対応しようとする住民主体の創造的なプロジェクト（アートプロジェクト）を継続的に支援します。また、社会の様々な分野でイノベーションが生まれる創造的な地域づくりを進めます。
- ・アーツカウンシルしずおかは、県民が地元の魅力や地域資源を再認識し、誇りを持てるようにするため、国内外のアーティストや全国から集うサポーター、鑑賞者等と地元住民との積極的な交流を促し、地域ごとの特性を持つ価値のある文化資源を発掘するとともに、それを国内外に向けて発信していきます。

〔県内の舞台芸術の振興〕

- ・県は、県内の演劇団体の活動を促進するため、演劇イベントを集中的に情報発信するサイトを運営するほか、SPACを中心に県内演劇団体が集い、情報交換ができるネットワークを構築するとともに、ネットワーク内に対するSPACの支援や、アーツカウンシルしずおかや市町と連携した支援など、県内演劇団体の活動振興につながる仕組みを検討します。
- ・県は、県内の学生演劇の活動を促進するため、SPACの資源を活用した技術的な支援を行うとともに、「演劇の都」静岡を目指して全国から学生が集まる象徴的なコンクールを開催するなど、公演の機会を提供します。

〔県文化施設等における体験型ワークショップ・参加型イベント等の充実〕

- ・ 県立美術館は、県民の創造性を高めるため、講演会、美術講座、ロダン館デザイン会等の体験型ワークショップを実施するほか、Webコンテンツを拡充します。
- ・ ふじのくに地球環境史ミュージアムは、県民が自主的に学ぶことができる生涯学習拠点づくりを推進するため、研究員の専門性を生かした、幼児から大人まで世代に応じた多彩な体験型講座等を開催します。
- ・ 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」（以下、「グランシップ」という。）は、県民の創造的な活動を支援するため、県民参加型の音楽イベント「音楽の広場」や、県内各地での登録アーティストによる学校プログラム等の体験型ワークショップを実施します。

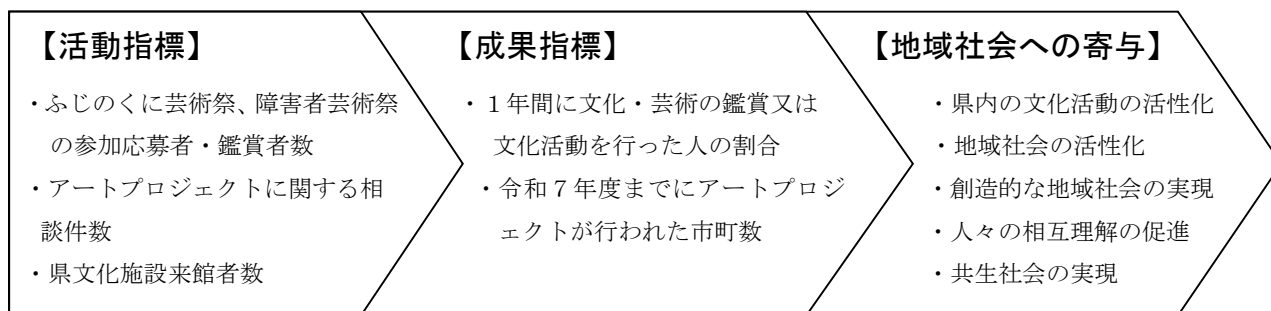
〔食の体験機会の提供〕

- ・ 県は、「茶の都しずおか」の拠点として、「ふじのくに茶の都ミュージアム」の機能を生かし、茶の魅力を国内外に発信するため、日本茶のいれ方体験や、本格的な茶室での茶道体験等を実施します。

〔顕彰等による県民の文化活動の促進〕

- ・ 県は、県民の文化芸術活動のやりがいをもつため、芸術・文化・学術活動を通じ、顕著な実績を残し、かつ一層の発展が期待される個人や団体に対して授与する「文化奨励賞」や、多年にわたって文化芸術の発展向上に尽力した個人に対して授与する「文化芸術功労者表彰」等により、その活動を顕彰します。
- ・ 県文化財団は、地域文化活動賞等により、県内各地で地域活性化に貢献する優れた文化活動に取り組む文化団体を表彰するほか、県内のアーティスト活動を支援します。
- ・ 県は、文化財保存・活用団体の活動を活性化し、やりがいをもつため、文化財の保存・活用に関して取り組みの実績が優れている団体を「ふじのくに文化財保存・活用推進団体」として認定するとともに、特に優れた取組を行っている団体を表彰します。

★ 評価指標



重点施策 3 文化芸術に触れる機会の拡充と人材育成の促進

▲ 重点施策の目的

- ・他者と共感し合うことができ、創造性に富んだ感性豊かな地域社会を形成するため、多種多様な文化を老若男女、国籍を問わず、生涯を通じて、また地域に関係なく誰もが、享受できる機会の充実を図るとともに、若者たちの感性や創造性を育む取組を進め、本県の次代の文化芸術を担う人材を育成します。

■ 現状と課題

- ・第4期計画では「子どもが文化と出会う機会の充実」を重点施策として掲げ、令和元年度に子どもが文化と出会う機会創出事業を立ち上げるなど、子どもたちが文化芸術を鑑賞・体験する機会を大幅に拡充してきました。
- ・令和3年に本県が行った「県政世論調査」によると1年間に文化芸術の鑑賞・活動を行った人の割合は、41.6%で、前年比18.9%減と新型コロナウイルス感染症の影響により大きく低下し、県民は文化芸術を直接鑑賞・活動する機会を失いました。この機会の回復は急務です。
- ・これまで演劇や音楽の鑑賞や体験の場を提供してきたアーティストの多くは、首都圏などの県外に居住しており、コロナ禍における中止や延期理由となりました。このため、アフターコロナ時代では、首都圏等への依存を減らし、県内のアーティストを育てる人材育成が求められます。

◆ 重点施策を進める上での考え方

- ・県は、本県の将来の文化芸術の担い手を育成するため、教育分野と連携して、子どもや若者が多様な文化芸術に出会い、体験することができる機会を増やすシステムを整えます。
- ・県は、コロナ禍で直接文化芸術鑑賞をする機会を失った人たちが再び多様な文化芸術に触れることができるよう、県文化施設における文化鑑賞事業の充実を図ります。
- ・県は、老若男女を問わず文化芸術を創造する人及び支える人を増やすため、アーティストの発掘・養成、文化芸術を支える人材の育成を行っていきます。

● 県の具体的取組

<「ふじのくに文化教育プログラム」の展開>

第4期計画期間に拡充し、各々実施してきた多様な子ども向け文化教育事業を一体的に体系付け、「ふじのくに文化教育プログラム」として、教育委員会と連携して学校に届けることで、学校カリキュラムの選択肢を増やし、より多くの子どもたちの鑑賞・体験機会の増加につなげます。

〔SPAC演劇アカデミー〕

- ・県は、令和3年度に開校した「SPAC演劇アカデミー」において、舞台芸術に強い関心を持つ高校生を、将来の「演劇の都」を担う演劇人材として養成するとともに、その成果を県立高校における演劇専門教育導入に向けたカリキュラム研究に活用します。

〔舞台芸術に触れる機会の提供〕

- ・SPACは、子どもたちが舞台芸術を自ら演じる機会を拡大するため、「SPAC 1日演劇学校」「スパカンファン・プロジェクト」「シアタースクール」などを実施します。
- ・SPACは、県内の中高生が舞台芸術の素晴らしさを体験するとともに、本県独自の文化をSPACが創り、発信していることを知ることができるよう、静岡芸術劇場においてSPACの舞台を無料鑑賞する機会を提供します。

〔グランシップの子ども向け事業〕

- ・グランシップは、未就学児から小学校低学年は「こどものくに」や「トレインフェスタ」、小学校高学年から中学生は「子どもアート体験！学校プログラム」など、子どもの発達段階に応じて、多彩な文化芸術体験機会を提供します。

〔ふじのくに子ども芸術大学〕

- ・県は、次代を担う若い世代が、第一線で活躍するアーティスト等との交流を通じ、多様な文化に出会い、柔軟で創造的な発想力や、自主的な判断・行動力を身に付けていくきっかけを提供するため、県内の小中学生を対象とした個人参加の体験・創造講座「ふじのくに子ども芸術大学」を実施します。

〔未来を切り拓く Dream 授業〕

- ・県は、子どもたちの能力を更に伸ばす機会を創出するため、中学生を対象に、国内外で活躍する講師による講義やグループディスカッション等による学びの機会を提供する「未来を切り拓く Dream 授業」を実施します。

〔子どもたちへの文化芸術鑑賞機会の提供〕

- ・ 県は、県内の子どもたちに、多彩な音楽に触れ、音楽の楽しさや魅力を実感する体験を提供するため、県内のプロオーケストラによる学校単位の音楽公演や、未就学児を対象としたコンサートを実施します。
- ・ 県文化財団は、身近な場所で子どもたちが文化に触れる機会を拡充するため、グランシップを拠点として、中高生鑑賞支援事業、高校生アートラリー事業、中学生のためのオーケストラ、アウトリーチ事業などを実施します。
- ・ 県は、子どもたちに演劇の楽しさや魅力を感じられる体験を提供するため、SPACによる、演劇やダンスのワークショップや部活動指導、学校行事への支援等を行う学校訪問プログラムを実施するほか、SPACの公演を観る機会の少ない遠隔地の中高生をホールに無料招待する出張公演を行います。
- ・ 県は、障害のある子どもたちが質の高い文化芸術に触れ、豊かな感性を育む機会を提供するため、特別支援学校にプロオーケストラ、SPAC等を派遣して、アーティストと触れ合う機会を提供します。

〔県文化施設の教育活用の推進〕

- ・ 県立美術館は、園児、児童、生徒を対象とした教育普及プログラム、学芸員の出張美術講座等の美術作品の鑑賞・普及事業やワークショップなど、デジタル画像も活用した多彩な実技体験講座を実施します。
- ・ ふじのくに地球環境史ミュージアムは、子どもが人と自然の関係史の理解を基に「百年後」を展望できるよう、学校現場と連携して未来志向の展示・講座を充実します。観覧時は、ガイドや対話型展示を通し理解を深めるとともに、学校を巡回するミュージアムキャラバンを実施し、博物館活動に触れる機会を創出します。
- ・ 富士山世界遺産センターは、子どもたちに富士山の顕著な普遍的価値を伝えるため、センター職員が学校に出向き、教育旅行の事前学習となる富士山に関する講義等を実施するほか、来館に当たっては観覧時のワークシートやクイズシート等を用意するなど利用しやすい環境を整え、教育旅行での観覧を推進します。
- ・ 埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財に対する子どもたちの理解を深めるため、体験授業や学校への出前授業などを実施します。
- ・ ふじのくに茶の都ミュージアムは、子どもたちのお茶に関する知識や理解を深めるため、学校からの施設見学・体験学習の受入れをはじめ、独自の学習教材「茶ミューキット」の貸出や、各種体験等を通じた学習支援を推進します。

＜その他の子ども・若者を対象とした取組＞

〔観覧料等の支援〕

- ・県文化施設は、若者が文化芸術に触れる機会を拡大するため、大学生以下の観覧料無料化の取組を行います。
- ・県文化財団は、子どものうちから文化芸術に触れるきっかけづくりを進めるため、「はじめての劇場しずおか」として、グランシップを拠点に様々な鑑賞事業を実施するほか、子ども学生料金を安価に設定することや、交通費支援制度の実施により、若い世代の文化芸術体験をバックアップしていきます。

〔学校教育における取組〕

- ・県は、学校教育における児童生徒等に対する文化権、文化の公共性等の理解促進に向けた取組を行います。

〔「技芸を磨く実学」の奨励〕

- ・県は、一人一人の能力や適性、意欲に応じた多様で柔軟な教育をより一層展開するため、農林、水産、工業、商業、家庭、福祉、芸術、スポーツなどの様々な分野において自らの才能を伸ばす実践的な学問としての「技芸を磨く実学」を推進します。

＜文化芸術に触れる機会の拡充＞

文化芸術の鑑賞を通じて老若男女、国籍を問わず、生涯を通じて県民が文化に関心を持ち、創造や支える活動に参画していくなど、県民の文化活動の裾野が広がることを目指します。また、県民が多様な文化芸術に触れることは、多様な価値観を尊重する豊かな心の育成にもつながります。

〔県民に対する鑑賞機会の提供〕

- ・SPACは、舞台芸術が県民にとって身近な存在であり、誇りとなるため、世界レベルの舞台芸術作品の創造と上演により、県民に多彩な舞台芸術の鑑賞機会を提供します。
- ・県は、オペラ文化の普及を図るため、静岡国際オペラコンクールの入賞者が参加する「オペラ県民講座」を県内各地域で実施し、県民がオペラを身近に感じることが出来る機会を提供します。

〔県立美術館による鑑賞機会の提供〕

- ・県立美術館は、広く、また生涯を通じて県民に美術作品の鑑賞の場を提供するため、コレクションを活用した展覧会を開催するほか、国内外の作品を借り受けた

特別展、移動美術展などを開催し、より一層充実した作品鑑賞の機会を提供します。

〔ふじのくに地球環境史ミュージアムによる鑑賞機会の提供〕

- ・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、展示の充実を図るとともに、携帯端末による無料音声ガイドを導入し、展示内容の理解を深めるほか、県内のあらゆる地域で移動ミュージアムや研究員による出張講座等のアウトリーチ活動に取り組みます。

〔富士山世界遺産センターによる鑑賞機会の提供〕

- ・富士山世界遺産センターは、多様な観覧者の需要に応えるため、企画展において、人文科学、自然科学を問わず様々なテーマを設定して多角的に富士山を紹介するほか、常設展示の内容を随時更新し、充実させていきます。また、研究員等が学校の授業や公民館などで開催される社会人学校等に出向き、世界遺産「富士山」についてわかりやすく解説する出前講座を開催します。

〔文化施設の収蔵品等のデジタル化推進による発信力の強化〕

- ・県立美術館は、作品を様々な角度から見られる3D画像や詳細に見られる高精細画像など、収蔵品を中心としたデジタルアーカイブの制作及びそのコンテンツの充実に取り組み、Webでの鑑賞機会の提供を拡大するとともに、来館して実物を体感したいという思いや、収蔵品の質の高さの認識の向上を図ります。
- ・県文化施設は、ウィズコロナ時代における新たな鑑賞機会の提供として、遠隔地居住者等が擬似展示鑑賞や施設見学を体験できる「バーチャルミュージアム」や、研究成果等の紹介ムービーの公開など、デジタルコンテンツを用いた観覧環境を充実させていきます。

〔文化財に親しむ機会の提供〕

- ・県は、小中学生から高齢者に至る幅広い世代の県民に対し文化財に親しむ機会を提供するため、「しずおか文化財ナビ」等のWebサイトで文化財の魅力を発信するとともに、埋蔵文化財センターにおける体験教室や市町等関係機関と連携して「しずおか文化財オータムフェア」を開催します。

〔グランシップによる鑑賞機会の提供〕

- ・グランシップは、身近な場所で文化に触れる機会を拡充するため、国内外のトップアーティストの招へい公演など、多彩な企画事業を実施します。
- ・グランシップは、様々な鑑賞者に対して、生涯を通じて文化芸術への関心・理解・親しみを深める機会を提供するため、障害の有無に関わらず参加できる

「Wonderful アート展」や、伝統芸能の魅力を解説と実演で伝える「文楽レクチャー」等の講座を充実させます。

- ・グランシップは、オーケストラ公演を音楽公演の柱とし、県民がダイナミックな音の広がりをホールで体験できる機会を創出するほか、中学生が本物のオーケストラの演奏に触れられる取組として「中学生のためのオーケストラ」を実施します。

〔障害者文化芸術の鑑賞機会の提供〕

- ・県は、県内各所で障害のある人の作品を日常的に鑑賞することができるようにするため、「まちじゅうアート」事業を強化し、展示作品数を拡大するほか、障害者芸術ポータルサイトを開設し、Web美術館や作者紹介等のコンテンツを充実するなど、いつでも手軽に鑑賞する機会を提供し、障害者文化芸術の魅力を発信します。

〔障害のある人が文化芸術に触れる機会の創出〕

- ・県は、障害のある人が文化芸術に親しむことができるよう、文化施設等において、障害のある人に配慮した多様な展示方法や、舞台発表、ワークショップ等の取組を進めます。

＜文化に関わる専門的人材の育成＞

文化が持つ価値を社会の様々な分野において活用するためには、アーティストや文化を支える人たちの力が欠かせません。それぞれの分野における人材育成を通じて、本県の文化を担う人を育てます。

〔地域における創造的活動の担い手の育成〕

- ・アーツカウンシルしずおかは、アートプロジェクトの実施や、セミナー、講演会、相談会の開催、各団体とのネットワークづくり、先進事例の調査研究等により、各分野における地域・社会の課題に対応するアーティストや住民プロデューサー、アートディレクター等の人材育成を行います。

〔音楽人材の育成〕

- ・県は、音楽の都としての魅力を高めるため、静岡文化芸術大学や浜松市、企業などとの連携により、次代を担う若手声楽家の登竜門として「静岡国際オペラコンクール」を令和5年に実施し、世界各国のオペラ界で活躍する若手人材を輩出します。

〔博物館に関わる人材の育成〕

- ・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、大学が実施する博物館実習やインターン

シップの学生を積極的に受け入れ、博物館に関わる人材の育成を支援します。

〔文化財に関わる多様な人材の育成〕

- ・ 県は、文化財を支える多様な人材を育成するため、市町の文化財行政職員を対象とした文化財の保存・活用のために必要なスキルを習得するための研修会や、観光・商工関係者等も対象に含めた観光やまちづくりなどにおける文化財の活用を推進するための研修会等を開催します。

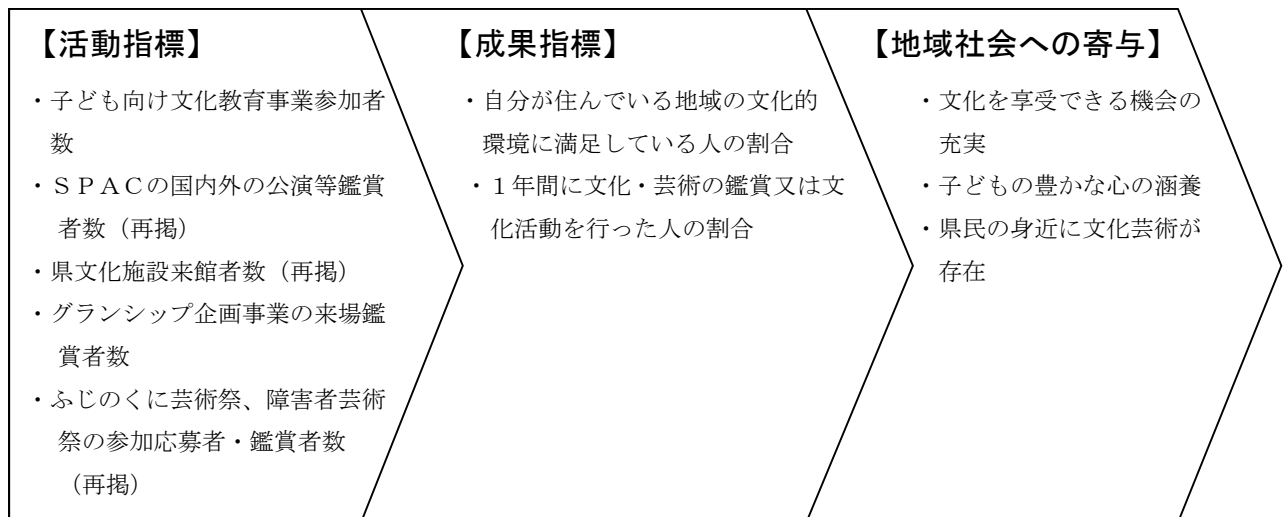
〔障害者文化芸術活動に関する人材の育成〕

- ・ 県は、みらーとやまちじゅうアートにおいて、障害福祉サービス事業所等関係機関から情報収集を行い、障害のある人の魅力ある作品やアーティストを発掘・支援します。

〔文化芸術を活用する人材の育成〕

- ・ 静岡文化芸術大学は、多角的な視野に立って文化芸術とそれを支える社会システムの両面を理解し、多様な分野で文化芸術の持つ力を社会に生かすことのできる人材を育成します。

★ 評価指標



重点施策 4 文化芸術を振興する仕組みの充実

▲ 重点施策の目的

- ・県内の文化活動がより一層活発化するよう、アーツカウンシルしずおかの設置を踏まえて、県内の各種文化施設や大学など、関係機関のネットワーク化や産業等の多分野との連携など、文化振興を効果的に推進できる体制や仕組みを構築します。

■ 現状と課題

- ・県文化財団は、昭和 59 年に設置されて以降、グランシップの管理や文化振興事業の運営のノウハウを蓄積し、専門的スキルを備えたプロパー人材を育成して、現在では本県の文化振興の中核的団体に成長しています。
- ・また、令和 3 年には、静岡県文化プログラムで培った仕組みや人材を生かし、県文化財団内に「アーツカウンシルしずおか」が設置されました。今期において、アーツカウンシルしずおかの活動が地域社会に広がることで、グランシップを中心とした文化拠点での文化振興と地域社会でのアートプロジェクトの両方を文化財団が担うこととなり、中核的役割を高めています。
- ・さらに、県や県文化財団では、市町等文化行政推進連絡会議等を通じて、本県の文化振興を担う市町や公立ホール、団体等の交流促進を図ってきました。今期では、文化の力を社会のあらゆる分野で活用するため、財団内に設置されたアーツカウンシルしずおかやSPACを含め、従来の文化振興を有機的につなげていく新たなネットワークを構築する必要があります。
- ・また、県文化施設は、県民の認知度や利用の相乗効果を高めるため、施設間の事業連携や相互に来館促進を図るなど、連携体制を構築して価値を高める必要があります。

◆ 重点施策を進める上での考え方

- ・今期における本県の文化振興の一層の推進及び地域社会の活性化を図るため、これまで県文化財団が担ってきた県の文化振興施策と、財団内に設置したアーツカウンシルしずおかの地域社会づくりを効果的に融合するとともに、SPACや県文化協会とも連携して、本県の文化振興全体を有機的につなげて一体的に広げていきます。さらに、県、市町、県文化財団、県文化協会、県内公立文化施設等、文化振興の実施主体の役割を明確化します。

- ・それぞれの上記実施主体間の情報共有や機能強化を進めながら、ネットワークを再構築し、文化振興のプラットフォームを確立します。

● 県の具体的取組

〔アーツカウンシルしずおかによるネットワークづくり、調査研究〕

- ・アーツカウンシルしずおかは、文化行政への助言や提言を行うため、専門的人材の知識や経験を生かして、地域住民、自治体、企業などと協力して、先導的な事業を試行し、地域資源の活用方法の検討や地域の文化活動、先進事例の調査研究を行います。
- ・アーツカウンシルしずおかは、関係主体者間の連携構築を支援するため、住民・企業・団体・大学・市町・県などと連携し、文化芸術の枠を超えた幅広い分野とのネットワークづくりを進め、市町や県文化団体との関係強化を図ります。

〔県文化財団の体制強化〕

- ・県は、これまで県が直接実施してきた事業や、関係団体が行っている業務等を見直し、本県の文化振興の具現者として中核を担う県文化財団への業務移管を検討します。
- ・県文化財団は、第5期指定管理期間において、アーツカウンシルしずおかのノウハウの活用を念頭においた企画事業に取り組みます。

〔県文化協会の体制強化〕

- ・県は、文化団体の発展と団体間の連携を推進するため、ふじのくに芸術祭を主催する県文化協会の体制強化を支援します。

〔文化施設、関係団体の連携強化〕

- ・県は、市町の文化行政担当課職員、公立文化施設職員などで構成する「市町等文化行政推進連絡会議」を通じ、国の動きや県・市町の施策、公立文化施設の取組など文化に関する情報共有を図るとともに、市町・施設間での協働事業を促進します。
- ・県は、効果的な施策展開を図るため、アーツカウンシルしずおかをはじめ、県内の様々な教育・研究機関との連携を図ります。
- ・県立美術館は、県内の美術館、博物館が加盟する県博物館協会の運営等を通じ、相互の活動拡大や活動に関する情報共有を図ります。
- ・県文化財団は、県公立文化施設協議会を通じ、公立文化施設の事業担当者等のマ

ネジメント能力の向上や施設間のネットワークを築くため、アートマネジメントに精通した有識者等を講師とし、施設に共通するテーマに関する討論や、オリジナル事業の企画や実施を内容とする「県公立ホール連携支援研修事業」を通年で実施するほか、大学生を対象としたインターンシップを実施します。

〔SPAC運営基盤の充実〕

- ・ SPACは、創造と公演活動を充実するとともに、「演劇の都」の中核をなす団体として、教育機関との連携や、人材の育成、県内の舞台芸術の振興等に積極的に取り組みます。また、SPACの世界的評価を生かした公演の充実や収益事業等の財源確保を進めることで、経済的自立に向けて運営の安定化を図ります。

〔演劇団体間のネットワークの構築〕

- ・ 県は、県内演劇団体の活動振興につながる仕組みづくりを検討するため、SPACを中心として県内の演劇団体が集い、情報交換できるネットワークを構築します。

〔舞台芸術公園の演劇の拠点化の推進〕

- ・ 県は、舞台芸術公園を「演劇の都」の拠点とするため、SPACの資源や事業と公園の魅力を生かし、公園利活用の拡充を進めていきます。
- ・ 県は、舞台芸術公園の利活用を拡充するため、舞台芸術公園の修繕を計画的に進めていきます。

〔みらーとの機能の充実〕

- ・ 県は、みらーとにおいて、支援コーディネーター・専門アドバイザーを配置し、活動環境や発表機会の創出、権利保護などの相談に対応するとともに、障害福祉サービス事業所の支援員などへ特性に応じた指導方法等のセミナーを開催します。また、支援者のネットワークを構築し、情報共有等により支援体制の強化を図ります。

〔県文化施設の仕組みの充実〕

- ・ 県は、県文化施設とその他の県内文化施設との連携により、効果的な広報や旅行商品の造成、多言語への対応等、文化施設間の回遊を誘導する仕組みづくりを検討します。
- ・ 県は、県が運用する「観光デジタル情報プラットフォーム」を活用し、各文化施設のホームページと連携させることにより、効果的な情報発信を行い、各文化施設の施設設備や文化資源等を共有し文化振興に活用します。また、県文化施設におけるバリアフリー化や、音声ガイドや手話通訳を用いた情報保障を進めるなど、

障害のある人が文化施設を利用しやすい環境を整備します。

- ・県文化施設は、子育て世代を中心とした保護者が文化芸術活動へ参加できるようにするため、コンサートやワークショップにおいて、子どもとその保護者が一緒に文化芸術活動に参加できる事業を推進するとともに、託児サービスを実施します。
- ・県立美術館は、観光業界と地域との連携を促進するため、「観光デジタル情報プラットフォーム」と連携するほか、マスメディア等へ情報提供します。
- ・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、自然と共生する新たなライフスタイルの構築に寄与するため、県内はもとより国内外の研究教育機関（大学・博物館等）との連携を深めながら、自然環境のシンクタンクとしての機能を充実させていきます。
- ・富士山世界遺産センターは、共催での企画展開催や巡礼路調査等の共同研究などの、市町及び関連団体と連携した事業を実施するほか、近隣博物館等と連携した共同でのイベント開催や広報活動、近隣観光施設等と連携した地域への誘客対策の検討など、他団体との連携した取組を充実します。
- ・埋蔵文化財センターは、文化財の調査・研究機能を強化しつつ、学校教育、社会教育との相互連携による文化財の保存と活用に努めます。

〔静岡県文化財保存活用サポートセンターによる市町の支援〕

- ・県は、地域に根ざした文化財の保存・活用に向けて、「静岡県文化財保存活用サポートセンター」が中心となって、県内市町に対して、文化財保存活用地域計画の作成・認定のための指導や計画推進に向けた助言等を行います。

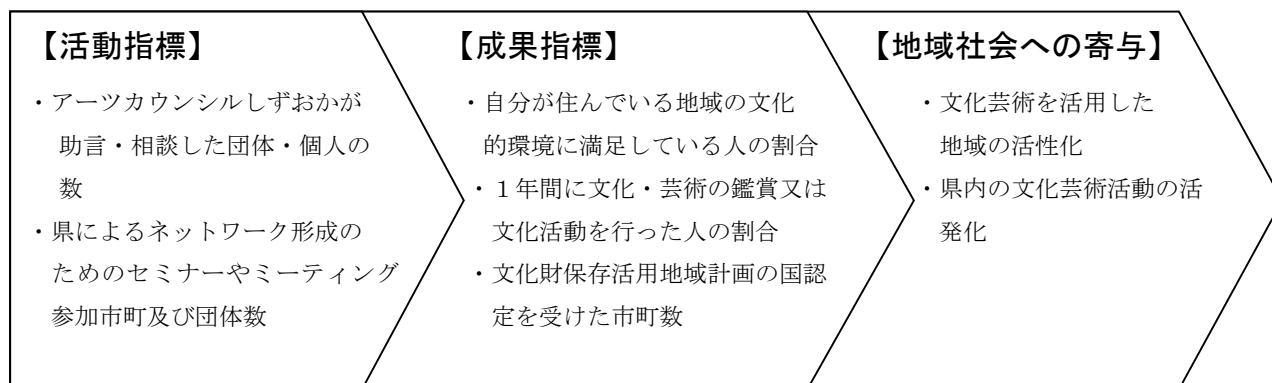
〔静岡文化芸術大学による地域貢献活動〕

- ・静岡文化芸術大学は、地域との交流活動や生涯学習の場の提供、受託事業や共同研究などの産官学の連携推進、人的資源及び研究成果の地域への還元等を通じ、文化・芸術・デザインを中心とした地域社会の活性化に貢献します。

〔文化とスポーツの殿堂の形成〕

- ・県は、東静岡駅周辺地区を、賑わい、交流できる魅力的な場所とするため、老朽化が進み、早急な建替えが必要となっている県立中央図書館の先行整備を着実に進めるとともに、東静岡駅南口県有地のさらなる活用を図っていきます。

★ 評価指標



▲ 重点施策の目的

- ・コロナ禍において明らかになった課題等を踏まえ、文化芸術が社会に果たしている役割を再認識し、様々な分野との連携を進めるとともに、活動・鑑賞方法の多様化などを一層促進し、あらゆる事態が生じても持続可能な文化活動のあり方を模索していきます。

■ 現状と課題

- ・近年、文化の持つ人々に活気を与える力が注目される事件が相次ぎました。例えば平成 23 年の東日本大震災の復興の過程においては、文化がコミュニティ再生等に大きな役割を果たしました。また、令和 2 年のコロナ禍では、文化芸術活動が相当の制限を受けたことで、文化芸術が人々の心にもたらしてきた効果が再認識されました。
- ・また、コロナ禍では、アーティストたちの活動が中止に追い込まれ、活動継続が困難な中で、県の「ふじのくに#エールアートプロジェクト」などの公的支援が機能し、ウィズコロナの新たな文化芸術の動きが生じたように、文化にもセーフティネットが必要であることも認識されました。
- ・県文化施設でも、コロナ禍において、手指消毒や体温確認、事前予約制の導入などの感染症対策を確立するとともに、美術館や博物館の収蔵品等の一層の活用に向けたデジタルコンテンツの拡充など、新たな鑑賞の形を生み出す取組を行いました。
- ・SPACでは、演劇のネット配信等、Webを活用した試みのほか、コロナ禍で孤立しやすい情報弱者に対し、「でんわ de 名作劇場」「SPAC出張ラジヲ局」「SPACアートおとどけ工房」といった取り組みにより、演劇の力の活用によって孤独を感じる人々に寄り添い、世界とのつながりを取り戻す新たな事業を展開しています。
- ・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、他県博物館等と連携し、被災標本の受入れと修復活動支援を行いました。文化資源の持続可能な活用に向け、今後、こうした連携の継続が求められます。
- ・現代は、コロナ禍だけでなく、地震や災害などのリスクが高まっています。今期では、コロナ禍において文化芸術が果たした役割や、鑑賞・活動方法の多様化、文化

施設のあり方の変化を踏まえ、あらゆる事態が起きても持続可能な文化活動の実現を目指す必要があります。

◆ 重点施策を進める上での考え方

- ・アーティストの活動や文化芸術の価値が県民に広く認識されることを通して、文化芸術に従事し、生計を立てることができる人が増える地域となるため、社会や地域の様々な課題において文化芸術の活用を図ります。特に、文化資源の観光活用による地域の活性化を進めます。
- ・感染症の蔓延や災害発生時においても持続可能な文化活動の実現を目指すため、危機発生時における文化活動の継続に向けた相談体制を確立し、アーティストや文化資源等を守る取組を実施します。併せて、持続可能な文化施設の運営のため、適切な設備更新を図ります。

● 県の具体的取組

〔観光と結びつけた文化芸術の振興〕

- ・県は、本県の自然、食、歴史等を生かし、観光業をはじめ、農林水産業や商工業など多様な業種と連携させることにより、各地域の特色を生かした観光地域づくりを進めていきます。また、自然、歴史や文化が織りなす周囲の景観と調和した魅力的な観光地づくりを、部局横断の体制で、市町と連携して進めていきます。
- ・県は、県が運用する「観光デジタル情報プラットフォーム」と各文化施設のホームページとを連携させることにより、効果的な情報発信を行い、各文化施設の紹介だけでなく、周辺施設の提供により、案内情報の充実を図ります。
- ・県は、地域のイメージ向上や活性化等を図るため、市町やロケ支援団体と連携し、本県の魅力ある文化資源を活用して映画・ドラマ等の撮影の誘致を促進します。また、映画・ドラマ、アニメと連携した観光キャンペーン等を行い、県外からの誘客促進を図ります。
- ・県は、効果的な文化財の活用を促進するため、自治体の関係部局や民間団体との連携により、地域の文化財群の観光コンテンツ等としての活用や、歴史的建造物におけるイベント情報等の提供を行います。
- ・県は、舞台芸術に関する文化資源を活用し、周辺観光施設と連携して施設間の回遊を誘導し、舞台芸術公園の観光活用を進めていきます。
- ・県は、食文化を生かした新たな観光サービスを創出するため、地域特有の食とともに、その背景にある文化、歴史、自然などを活用したガストロノミー（食文化）

ツーリズムを推進します。

〔文化施設におけるデジタル化の推進〕

- ・ 県は、県民が安全安心に文化鑑賞ができる環境を整備するため、県文化施設において、キャッシュレス決済や事前予約システムの利用を進めるとともに、オンラインによる文化催事や館内ストリートビューなどのデジタルコンテンツを充実させていきます。
- ・ 県立美術館は、安全安心対策として、必要に応じて入場制限や混雑回避ができるようにするため、入場券の事前予約を可能とするシステムの改修を図っていきます。
- ・ ふじのくに地球環境史ミュージアム及び富士山世界遺産センターは、インターネットを活用した団体向け事前予約システムの構築や携帯端末を用いた音声ガイド及び展示解説などデジタルコンテンツを用いた安全安心な観覧環境を充実させていきます。

〔文化活動の継続に向けた財源確保〕

- ・ 県や県文化財団は、文化施設等が継続的に活動するための資金を調達できるようにするため、国や各種団体の助成制度の情報を文化施設等にわかりやすく伝え、制度の活用を促進します。
- ・ 県は、企業メセナに関する協議会と連携を図り、県内の企業メセナ活動の促進に向けた効果的な方策を検討し、企業に対する広報活動に努めるほか、非常時に対応するための基金設置に向けての研究を行います。
- ・ 県は、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税といった自治体への寄付制度の活用など、文化事業の実施に必要な財源の確保に努めます。

〔文化財を災害から守る取組〕

- ・ 県は、大切な文化財を災害から守るため、耐震補強・防災対策工事等への支援を行うとともに、文化財レスキューの実施体制の整備を進め、文化財防災体制の強化を図ります。

〔アーティストの活動支援〕

- ・ 県は、令和2年度、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い活動を自粛し、経済的に困窮している県内アーティスト等に対し、ワンストップ相談窓口を設置するとともに、「新しい生活様式」に対応した文化芸術活動の実施に要する経費を支援する「ふじのくに#エールアートプロジェクト」を実施しました。今後も、災害

等の発生時には速やかに相談窓口を設置するなど、アーティスト等が安心して活動が続けられるよう支援していきます。

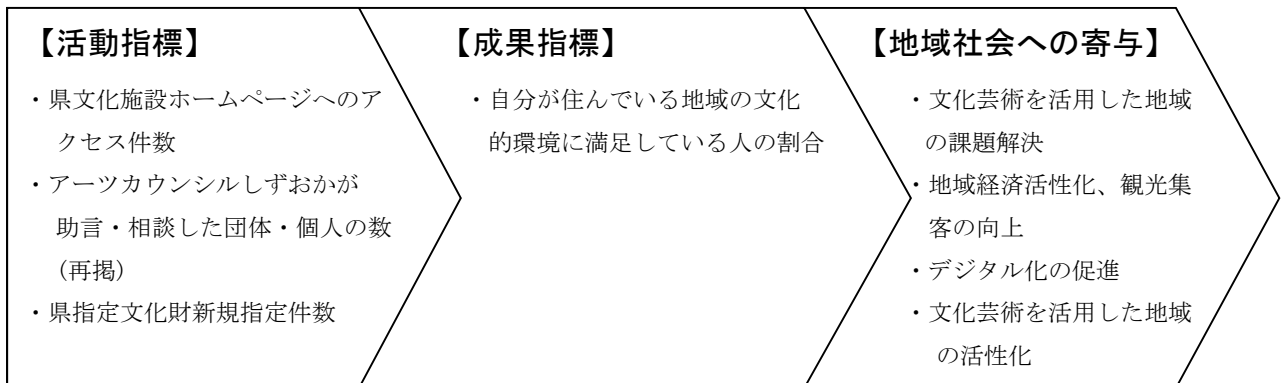
〔アーツカウンシルしずおかによる伴走支援〕

- ・アーツカウンシルしずおかは、文化芸術団体等が行うプログラムを継続して実施できるように、伴走支援において団体運営に関する適切な助言を行っていきます。

〔持続可能な文化施設の運営〕

- ・県は、情報通信技術の高度化に対応した文化施設の設備更新を積極的に進め、施設運営の効率化、利用者の利便性向上、県民等への情報発信等に活用していきます。
- ・県は、文化施設の老朽化等により必要となった建物の修繕を適切に実施し、文化資源の収集・保管及び次世代への継承を図るとともに、県民が安全に楽しめる鑑賞・体験機会の提供に努めます。

★ 評価指標



3 「ふじのくに芸術回廊」の文化ゾーンの構築

(1) 「文化ゾーン」の考え方

ここまで、「ふじのくに芸術回廊」の実現に向けた5つの重点施策を示してきました。本県は、「回廊」と言うにふさわしい様々な文化が各地で展開しています。県内の各地域が固有に一流の文化資源を有し、美しい自然景観に恵まれ、古くから歴史の舞台となり、民話や伝説、伝統芸能が受け継がれ、大きな特色のある食文化も有しています。重点施策では、こうした本県内の特色ある文化をつないだ「文化ゾーン」の構築を進めることとしました。この項では、構築に向けて、県内の地域別の特色と目指す姿を整理します。

静岡県の新ビジョン（総合計画）では、県内を以下の4つの地域に区分しています。

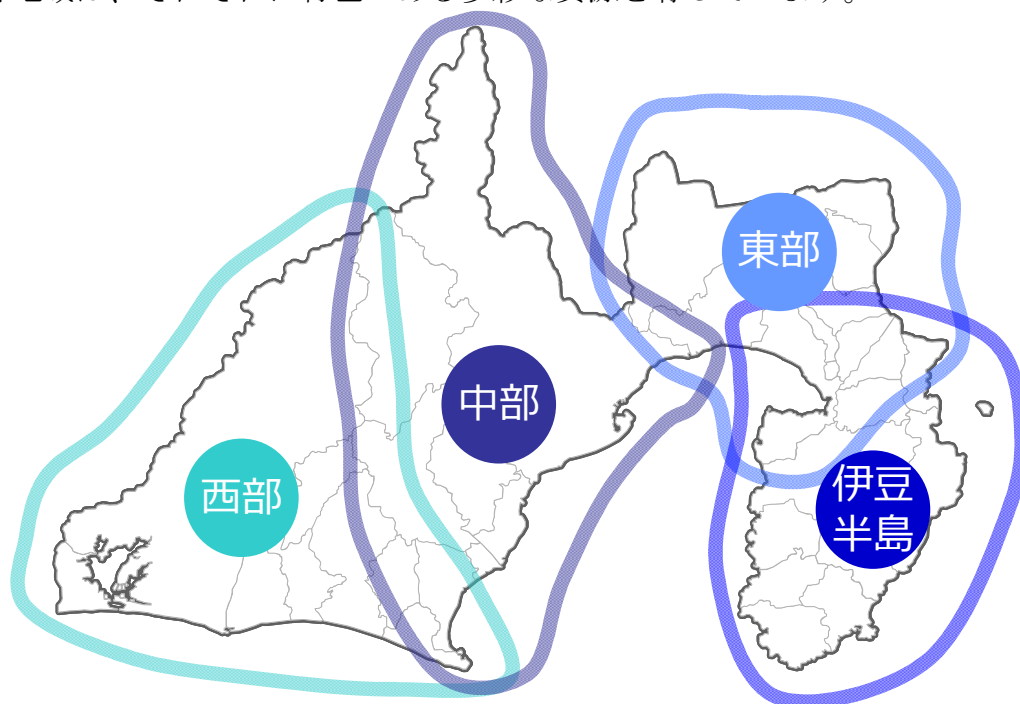
(2) 以下では、文化に関しても、同様に4地域の特色を生かした文化振興の理想の姿を掲げました。今期は、本計画を推進する中で各地域の新たな文化資源の発掘や地域の特色を洗い出し、整理することで各地域の目指す方向、「文化ゾーン」の形成を目指していきます。

この形成に当たっては、下記の4地域別にとらわれず、地域資源である文化活動や文化財、自然、食材、景観などの活用を通して、地域の枠を超えるゾーンや、より小規模でも特色が顕著なゾーンを探っていきます。さらに形成プロセスにおいては、地元や民間の活力を取り込むとともに、アーツカウンシルしずおかがこうした地域主体の創造的活動に助言、支援するなど、「文化ゾーン」の形成を活性化していきます。

この様に県内各地に様々な「文化ゾーン」を構築し、それらをつなげることで、「ふじのくに芸術回廊」の実現を目指します。

(2) 各地域の特色

各地域は、それぞれに特色のある多彩な資源を有しています。



◆伊豆半島地域

伊豆半島地域は、世界ジオパークに認定され、火山地域特有の地形の変化に富み、日本の歴史上でも重要な出来事が多く起きた自然的、歴史的背景に富んだ地域です。

歴史的には、平安時代、鎌倉時代の源氏や北条氏にゆかりのある文化財が多く残り、令和4年の大河ドラマの舞台となっています。江戸時代に移ると、韮山の幕末の当主江川英龍により建造された「韮山反射炉」が「明治日本の産業革命遺産」として世界遺産の構成遺産に登録されました。黒船が来航した下田を含む賀茂地域にも、時代を映す史跡が豊富に存在します。

また、著名な作家たちが題材としたり、滞在することにより、多くの文学作品が生み出された地であることも大きな特色です。県では、これを受けて伊豆文学賞を創設し、この特色を際立たせてきました。

食においても、世界農業遺産に認定されている水わさびや伊豆近海で漁獲される金目鯛等、豊富な山海の食材を中心に、多彩な食文化を楽しめる地域でもあります。

令和3年度には、東京2020オリンピック・パラリンピックの自転車競技が開催され話題となりましたが、併せて各地において文化プログラムも多く展開されました。

この地域は、過疎が進行し人口減少が懸念されますが、今後もアーツカウンシルの支援などを通じて、文化活動による地域の活性化が期待されます。

<目指す姿>

- ・特色ある美しい景観や歴史に培われた豊富な文化資源に加え、東京2020オリンピック・パラリンピックや静岡県文化プログラムのレガシーを生かし、観光と連携した情報発信を通じて人々が訪れたい伊豆独自の文化が展開する地域
- ・地域の住民にとっても、地元を誇り、愛着や魅力を増大させることにより、持続可能な文化あふれる地域づくりを展開する地域



富士山反射炉



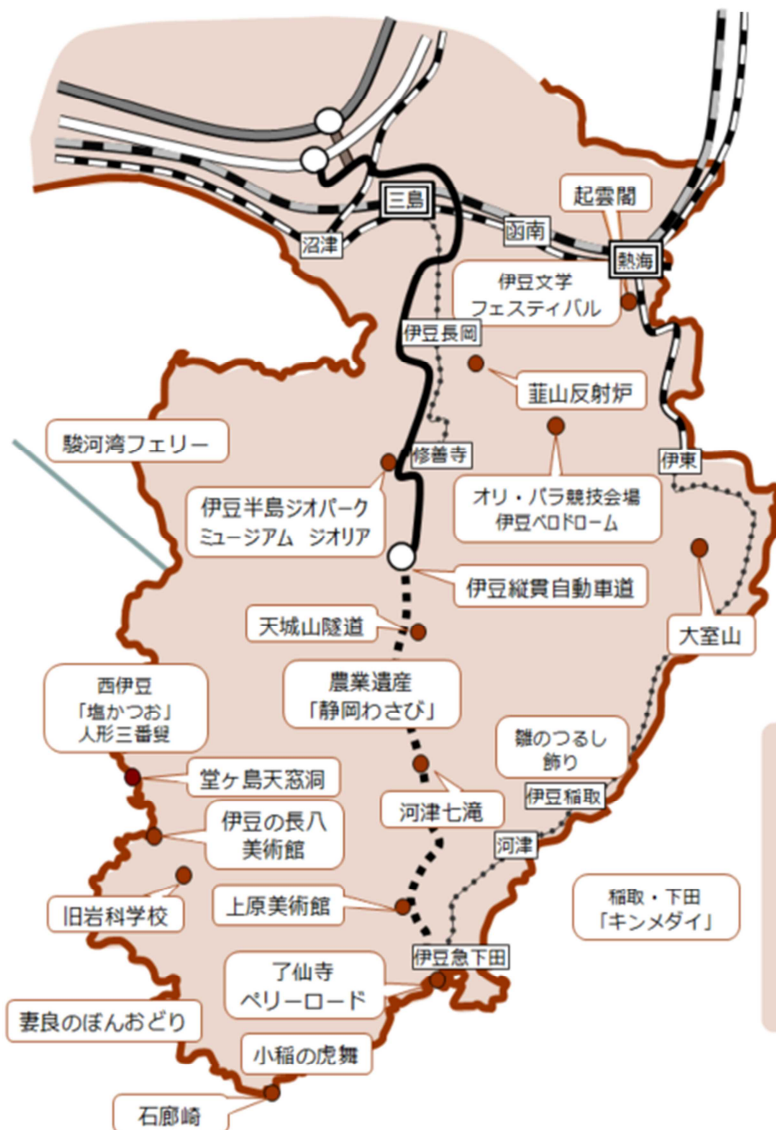
伊豆ベロドローム



駿河湾フェリー



堂ヶ島天窓洞



◆東部地域

世界遺産「富士山」が古来より人々の憧憬と信仰の対象となり、構成資産をはじめ、多くの文化財を残している地域です。さらに、富士山が生み出す美しい自然や水に関わる天然記念物が多くあります。令和2年度には、静岡県文化プログラムとして、富士山の魅力を生かした芸術祭「富士の山ビエンナーレ」が行われました。

さらに、富士山周辺の文化拠点の中心として、富士山世界遺産センターがあります。世界遺産の価値を後世に継承し、周辺の文化資産も含めて、富士山の自然や歴史、文化の魅力を発信して、国内外から訪れる人々をもてなしています。

旧東海道の小田原宿から箱根峠を越えて三島宿に至る箱根八里は、日本遺産に認定された文化財ゾーンになっています。また、国宝を有する民間の美術館も多く、長泉町のクレマチスの丘にも文化芸術拠点としての魅力があります。沼津駅前の県のコンベンション施設プラサヴェルデも文化行事の拠点として活用が期待されます。

食においても、箱根西麓の肥沃な火山灰土壌で栽培される三島馬鈴薯や沼津市西浦の寿太郎みかんをはじめとする山の食材に加え、沼津港や田子の浦港では活あじやしらすなどの海の食材も豊富にあり、個性豊かな食文化が楽しめる地域です。

富士山に加え伊豆・箱根とも隣接した東部地域は、主に首都圏からの観光需要が多く、文化資源を効果的に観光に活用した文化振興が期待されます。

<目指す姿>

- ・富士山や伊豆・箱根地域の観光の拠点となる街の特徴を生かし、首都圏を中心に国内外との交流を活性化し、観光と経済が効果的にマッチした文化振興を展開する地域
- ・世界文化遺産富士山の価値を地域総がかりで守り、世界に魅力を発信し、その恵みを共有・活用することで、世界に誇る独自の文化を発展させる地域



三嶋大社



富士山世界遺産センター



沼津港



プラサヴェルデ
(ふじのくに千本松フォーラム)

◆中部地域

県庁所在地の静岡市は、徳川家康が晩年を過ごし、城下町として歴史と伝統が息づく文化の街です。静岡県立美術館、グランシップ、静岡県舞台芸術公園、ふじのくに地球環境史ミュージアムなど、本県の文化芸術の拠点が数多くあるほか、SPACが公演を展開しています。また、静岡大学、静岡県立大学、県立中央図書館などの学術の拠点も有しています。

中部地域には、旧東海道の宿場町も多く、蒲原宿から藤枝宿の間は日本遺産にも認定された文化財ゾーンになっており、島田市の大井川川越遺跡などにも江戸の文化を感じることができます。

観光の面においても、日本平、三保松原の景勝地や、社殿が国宝に指定されている久能山東照宮、山間部には南アルプスを望む大自然があります。西側の志太榛原地域には、空の玄関口富士山静岡空港があり、その眼下に広がる牧之原台地は、日本が誇るお茶の産地です。

食においても、焼津港や清水港など国内有数の漁港があり、かつおや桜えび等の駿河湾で採れる魚介類をはじめ、豊富な山海の産物を使った中部地域特有の食文化が楽しめる地域でもあります。

さらに、志太地域の大井川流域では、無人駅の芸術祭やWABISAVILLAGE SASAMAなどの文化プログラムが定着し、地域と文化の連携も進んでいます。

本県文化の中心として、恵まれた文化環境の下で、本県独自の一流の文化が大いに花開き、国内外からも注目される文化の都を目指した文化振興が期待されます。

<目指す姿>

- ・歴史と伝統が息づく本県文化の中心地として、洗練された魅力を生かした文化芸術の創造を積極的に推進し、地域の人々が誇りを持てる文化の都としての地域
- ・新幹線、富士山静岡空港、清水港など利便性の高い交通ネットワークを活用し、豊富な文化資源と観光を融合して、国内外から多くの来訪者が集う県のにぎわいの中心としての文化交流地域



◆西部地域

西部地域は、浜名湖や館山寺温泉、遠州の強風が造った広い砂浜の遠州灘を持ち、観光の魅力にあふれています。浜松市北部には大河ドラマ「おんな城主直虎」の舞台となった地域があり、浜松城は徳川家康が青年期を過ごした場所でもあり、出世城と言われています。また、新居関跡や遠州三山と呼ばれる古刹、多くの寺社仏閣が文化財として残る歴史ある地域でもあり、田遊び・田楽といった伝統芸能が多く残ることも特色となっています。中東遠地域も、掛川城御殿や大日本報徳社大講堂など、多くの貴重な文化財が残る地域です。

西部地域の中心となる浜松市は、テレビ、輸送機器、光技術など世界に誇る産業技術を生み出してきた産業都市です。さらに、音楽に関しては、世界有数の楽器メーカーの多くが集積し、ユネスコ創造都市ネットワーク（音楽分野）に加盟する音楽の都です。浜松駅前のコンベンション施設アクトシティ浜松を拠点として、オペラやピアノの権威ある国際コンクールが開催され、産業、文化の両面から日本の音楽をリードしています。

食においても、県内一の農業地帯を抱え、メロンやうなぎなどの高級な食材をはじめ、豊富な農産物に恵まれ、個性ある食文化が楽しめる地域でもあります。花の生産も盛んな地域で、浜名湖ガーデンパークやはままつフラワーパークでは一年中様々な花が楽しめます。

西部地域は、浜松市の音楽イベントや掛川市の「かけがわ茶エンナーレ」などの文化イベントが豊富な実績を上げているほか、静岡文化芸術大学においては文化人の育成も進めるなど、豊かな文化環境の中で多彩な文化が花開く文化振興が期待されます。

<目指す姿>

- ・世界有数の音楽の都としての環境や、歴史ある文化財、豊富な食材・花などの地域の魅力を最大限に生かして、国内外から多くの来訪者を集める多彩な文化が展開する文化創造地域
- ・日本有数の産業技術と豊富な文化資源をにぎわい・交流の源泉として、新たな価値を創造し、人々が多彩な文化を楽しみながら力強く発展する地域

1 計画の推進

(1) 計画の推進

本計画は、静岡県の新ビジョン（総合計画）との整合を図った上で計画期間を決定しており、その計画期間中に行う具体的な施策、事業を明らかにしています。

その上で、計画策定後はその内容を広く周知し、県民、市町等関係機関の理解の下、連携・協働して事業を推進します。

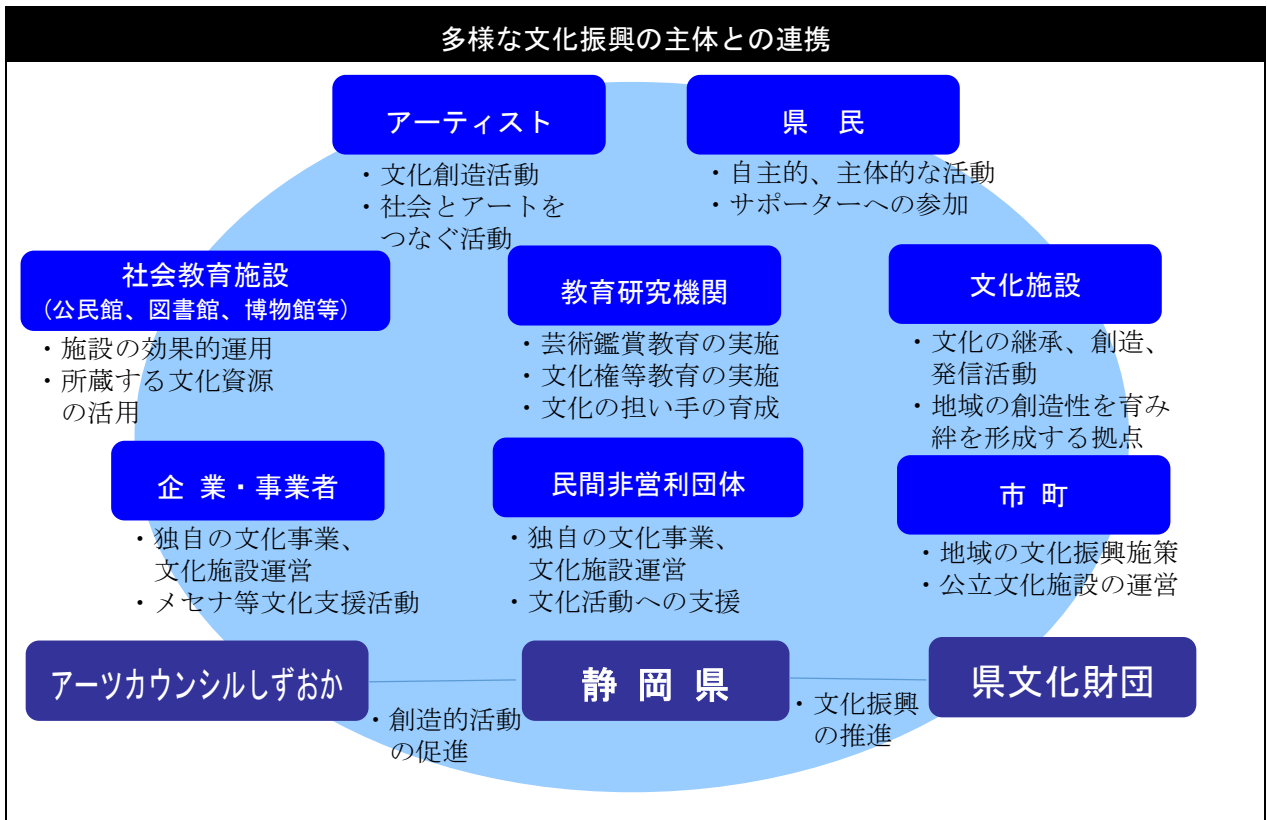
(2) 連携体制

県には、県立美術館、グランシップ、舞台芸術公園をはじめとする県有施設や、出資団体である県文化財団、SPACなどの推進機関、そして令和3年1月に県文化財団に設立されたアーツカウンシルしずおかがあります。

本計画の推進に当たっては、これらの施設・機関と役割を分担しながら、効果的な施策展開を図ります。

さらに、市町をはじめ、大学等の教育機関、文化施設、文化協会、アートNPOなどの文化関係団体や、企業・事業者等様々な主体との相互連携を推進します。

県は、自らも文化振興の主体として施策を展開しつつ、様々な主体間の調整や支援等を積極的に行うことで連携による成果を高め、県民等の文化活動を支えていきます。



2 計画の進行管理

本計画においても、重点施策ごとに評価指標及びその目標値を設定するとともに、毎年度終了後に実績値に基づく達成を公表するとともに評価する際の参考とします。

また、本計画の全体的な進捗状況を評価する総括指標には、静岡県の新ビジョン（総合計画）における成果指標を採用することとし、これについても毎年度終了後に進捗状況を取りまとめた上で公表します。

● 第5期文化振興基本計画における活動指標、成果指標

区分	指標	現状値	目標値
総括指標	自分が住んでいる地域の文化的環境に満足している人の割合	(参考) (R3) 29.7%	(R7) 40%
	1年間に文化・芸術の鑑賞又は文化活動を行った人の割合	(R3) 41.6%	(R7) 75%
	令和7年度までにアートプロジェクトが行われた市町数	(参考) (R3) 13市町	(R7) 35市町
	文化財保存活用地域計画の国認定を受けた市町数	(R2) 0市町	(R7) 18市町
重点施策1	S P A Cの国内外の公演等鑑賞者数	(R2) 21,727人	(毎年度) 45,000人
	伊豆文学賞の応募者数	(R3) 454人	(毎年度) 500人
	富士山世界遺産センター来館者数	(R2) 74,339人	(毎年度) 300,000人
重点施策2	ふじのくに芸術祭、障害者芸術祭の参加応募者・鑑賞者数	(R1) 26,114人	(毎年度) 35,000人
	アートプロジェクトに関する相談件数	(参考) (R3) 130件	(毎年度) 100件以上
	県文化施設来館者数	(R2) 306,150人	(毎年度) 660,000人
重点施策3	子ども向け文化教育事業参加者数	(参考) (R1) 86,404人	(毎年度) 100,000人
	S P A Cの国内外の公演等鑑賞者数(再掲)	(R2) 21,727人	(毎年度) 45,000人
	県文化施設来館者数(再掲)	(R2) 306,150人	(毎年度) 660,000人
	グランシップ企画事業の来場鑑賞者数	(R2) 6,436人	(毎年度) 100,000人
	ふじのくに芸術祭、障害者芸術祭の参加応募者・鑑賞者数(再掲)	(R1) 26,114人	(毎年度) 35,000人

重点施策 4	アーツカウンシルしずおかが助言・相談した団体・個人の数	(参考) (R2) 38 団体・人	(毎年度) 100 団体・人
	県によるネットワーク形成のためのセミナーやミーティング参加市町及び団体数	(R1) 55 人	(R7) 70 人
重点施策 5	県文化施設のホームページへのアクセス件数	(参考) (R1) 1, 471, 732 件	(R7) 2, 000, 000 件
	アーツカウンシルしずおかが助言・相談した団体・個人の数 (再掲)	(参考) (R2) 38 団体・人	(毎年度) 100 団体・人
	県指定文化財新規指定件数	(R2) 4 件	(累計) 12 件

現状値については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた指標については、令和元年度の数値を記載するものもあり、新たに設定した指標については、類似指標の数値を（参考）として記載しています。

なお、主要指標の他、第 4 章で重点施策ごとに記した各指標とあわせて、計画の進捗管理を行います。

● 主要指標の考え方

総括指標	自分が住んでいる地域の文化的環境に満足している人の割合（文化芸術の鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的町並みの保存・整備）		
現状値	(参考) (R3) 29.7%	目標値	(R7) 40%
指標の考え方	いつでもどこでも多彩で魅力的な文化に出会える「ふじのくに芸術回廊」の実現に向けて、県民が本県文化を誇りに感じ、文化芸術を活用した地域活性化が進むことで、県民の文化的環境への満足度が高まると考え、指標として選定します。※令和 3 年に本県で実施した「文化に関する意識調査」の結果を基準として、目標値を設定します。		

重点施策 1	世界に輝くしずおかの文化芸術の振興		
評価指標	SPAC の国内外の公演等鑑賞者数		
現状値	(R2) 21, 727 人	目標値	(毎年度) 45, 000 人
指標の考え方	既に一定の世界的評価を得ている SPAC は、「演劇の都」を構成する象徴であるとともに、本県の文化力を国内外へ発信する役割を担っています。国内外での上演を通じた知名度の一層の向上に向けて、公演等鑑賞者数を指標とします。		

重点施策 2	社会の多様な担い手による創造的な活動の推進		
評価指標	ふじのくに芸術祭、障害者芸術祭の参加応募者・鑑賞者数		
現状値	(R1) 26,114 人	目標値	(毎年度) 35,000 人
指標の考え方	<p>本県最大の総合芸術祭であるふじのくに芸術祭、令和2年に健康福祉部から移管された障害者芸術祭の開催を通じて、創造活動の一層の推進、共生社会の実現に向けて取り組んでおり、この理念の広がりを示す2事業の参加応募人数を指標とします。</p>		

重点施策 3	文化芸術に触れる機会の拡充と人材育成の促進		
評価指標	子ども向け文化教育事業参加者数		
現状値	(参考) (R1) 86,404 人	目標値	(毎年度) 100,000 人
指標の考え方	<p>次代を担う子どもたちへ文化芸術に触れる機会を県として提供できているか確認するため、県や県文化施設等による子ども向け文化教育事業（幼児～高校生向け）参加者数の合計数を指標とします。</p>		

重点施策 4	文化芸術を振興する仕組みの充実		
評価指標	アーツカウンシルしずおかが助言・相談した団体・個人の数		
現状値	(参考) (R2) 38 団体・人	目標値	(毎年度) 100 団体・人
指標の考え方	<p>県民主体の創造的活動を支援するアーツカウンシルしずおかは、本県に新たに生まれたプラットフォームであり、これにより助言・相談対応した団体や個人の数、創造的活動の活性化が図られているかを表す指標とします。</p> <p>※現状値には、アーツカウンシルしずおかの前身的機関である静岡県文化プログラム推進委員会による令和2年度の助言・相談件数を参考値として記載しています。</p>		

重点施策 5	持続可能な文化活動の推進		
評価指標	県文化施設のホームページへのアクセス件数		
現状値	(参考) (R1) 1,471,732 件	目標値	(R7) 2,000,000 件
指標の考え方	<p>県文化施設（県立美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、富士山世界遺産センター）のホームページの充実、収蔵品データのデジタル活用を促し魅力的な企画を伝えるなど、県民にデジタル鑑賞機会の提供を行うとともに、来館者の増加にもつながることから、アクセス件数を指標とします。</p>		

資 料 編

- 1 県文化施設・機関の役割
- 2 計画策定までの経緯
- 3 静岡県文化政策審議会委員名簿
- 4 静岡県文化振興基本条例

1 県文化施設・機関の役割

県文化振興において、様々な県有施設及び機関が重要な役割を担っています。ここでは、それぞれの基本理念及び施設の概要等を記載します。

(1) 静岡県立美術館

○基本理念／目的

美術の振興を図り、もって県民の文化の発展に寄与する。
(静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例)

○施設概要

所在地	静岡市駿河区谷田 53 番地の 2	
敷地面積	130,281.24 m ²	
建物	本館	ロダン館
構造 (延面積)	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (9,238.51 m ²)	鉄筋コンクリート造一部鉄骨 2 階建 (3,024.36 m ²)
主要施設	展示室 7 室、展示ギャラリー 2 室、収蔵庫 3 室、講堂、講座室、実技室、レストラン、カフェ	展示室 (1、2 階)、関係資料コーナー
開館日	昭和 61 年 4 月 18 日	平成 6 年 3 月 23 日

○組織概要

設立年	昭和 61 年 4 月開館 (平成 6 年 3 月ロダン館開館)
設立目的	優れた美術作品の収集と展示を通じ、広く県民に美術作品の鑑賞と創作活動の場を提供するとともに、県の美術文化の発展を図る。
組織	館長、副館長、総務課、学芸課
職員数	22 人
運営の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた美術品の収集と展示を通して、広く県民に美術作品の鑑賞と創作活動の場を提供する。 ・「開かれた美術館」を目指して、企画展や収蔵作品展を開催する。 ・講演会、美術講座、創作週間等、美術に関する幅広い県民活動の場となる。
特長及び事業内容	<p>「風景とロダンの美術館」を掲げ、そのコレクションは、17 世紀以降の日本と西洋で制作された風景画、富士山をモチーフとした作品や本県ゆかりの作家、作品を特長としている。また、ロダンの鑄造作品や近代彫刻作品を常設展示する「ロダン館」を持つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「開かれた美術館」を目指して企画展や収蔵品展を開催 ・移動美術館、講演会、美術館教室 (学校連携普及事業)、創作週間などの開催 ・県内の公私立美術館の補完的役割

(2) 静岡県舞台芸術公園

○基本理念／目的

世界に通用する舞台芸術を創造するとともに、舞台芸術の発展に必要な人材の育成等を図り、もって静岡県の舞台芸術の振興と県民文化の向上に寄与する。

(静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例)

○施設概要

所在地	静岡市駿河区平沢 100 番 1
敷地面積	約 21 ヘクタール
延床面積	6747.30 m ²
建築費	8,249 百万円
開館日	平成 9 年 3 月
主要施設	野外劇場、アトリエ棟、稽古場 A・B 棟、本部棟、研修交流宿泊棟 A～F 棟、倉庫、資材倉庫
指定管理者	公益財団法人静岡県舞台芸術センター(S P A C)

(3) 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」

○基本理念／目的

学術、文化及び芸術の振興並びに国内外との交流を図る。

(静岡県コンベンションアーツセンターの設置及び管理に関する条例)

○施設概要

所在地	静岡市駿河区東静岡二丁目 3 番 1 号	階数	地上 12 階・地下 2 階
敷地面積	36,009 m ²	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造+鉄骨造
建築面積	13,647 m ²	建築費	50,227 百万円 (完成時)
延床面積	60,630 m ²	開館日	平成 11 年 3 月 13 日
主要施設	大ホール、中ホール、会議ホール、交流ホール、展示ギャラリー、会議室(19 室)、映像ホール、託児室、練習室、情報コーナー、レストラン・カフェ、グランシップ広場(敷地面積 14,531 m ²)、静岡芸術劇場、駐車場(400 台収容)等		
指定管理者	公益財団法人静岡県文化財団		

(4) ふじのくに地球環境史ミュージアム

○基本理念／目的

「“ふじのくに”の地域学の創造と人・交流・連携が導く知の拠点づくり」を目指す。

○施設概要

所在地	静岡市駿河区大谷 5762（県立静岡南高校跡地）
敷地面積	59,334.83 m ²
建物	鉄筋コンクリート造 地上3階建て 延床面積 9,334.49 m ²
開館日	平成28年3月26日
主要施設	展示室11室、企画展示室2室、講堂、講座室、キッズルーム、図鑑カフェ、収蔵室、研究室、実験室、実習室

○組織概要

設立年	平成27年4月1日
設立目的	郷土の自然史に関する資料を収集し、保管し、及び次世代に継承するとともに、人と地球上の生態環境との関わりを歴史的に研究し、当該収集した資料及び当該研究成果の活用を図り、もって県民の教育、学術及び文化の発展に寄与する。
組織	館長、副館長、学芸部長、企画総務課、学芸課
職員数	14人
運営の基本方針	<ul style="list-style-type: none">・自然史と環境史を研究領域とする全国初の地球環境史博物館として、調査研究、収集保管、教育普及、展示・情報発信等の博物館機能の充実を図る。・高い専門知識を有する優秀なスタッフによる調査研究活動や教育活動を充実するとともに、NPOや大学等と研究協力を行いながら、県内はもとより日本、そして世界を活動空間とする「ソフトパワー重視」の活動を展開する。
特長及び事業内容	<p>人と自然との関わりから「百年後の静岡が豊かであるために」は何が必要かを問いかけ、来館者が自ら学び、考える「思考を拓くミュージアム」をコンセプトにしている。</p> <ul style="list-style-type: none">・環境史、地質・岩石・地震、昆虫、脊椎動物、植物、化石(古生物)の6分野における調査研究・自然史資料の収集保管・常設展示や企画展示のほか、年間を通じた多彩な体験型講座などの館内活動・県内全域の小中学校を中心に巡回展示するミュージアムキャラバンなどのアウトリーチ活動

(5) 静岡県埋蔵文化財センター

○基本理念／目的

埋蔵文化財保護の中核的機関として、調査や研究、修復を行うとともに、埋蔵文化財の公開や活用を通じて、県民文化の向上に寄与する。

○施設概要

所在地	静岡市清水区蒲原 5300-5
敷地面積	13,781.19 m ²
延床面積	10,797.27 m ²
開館日	平成 28 年 10 月（現設置場所に移転）
施設内容	事務所及び収蔵庫、保管庫、機械室等
運営の基本方針	<ul style="list-style-type: none">・国等機関の開発行為により現状保存できない埋蔵文化財を後世に残すため、記録保存のための本発掘調査を行うとともに、脆弱な出土品について長期に保管や活用ができるよう保存処理を行う。・埋蔵文化財の活用を通じた文化財保護の意識を醸成するために、出土品の展示、体験授業・出前講座や埋文セミナー・技術体験などを実施する。
特長及び事業内容	<ul style="list-style-type: none">・遺跡の発掘調査・出土品の整理・報告書の作成、出土文化財の保存・管理・活用等、埋蔵文化財にする一連の業務を行う。

(6) 静岡県富士山世界遺産センター

○基本理念／目的

富士山にかかる包括的な保存管理及び富士山の自然、歴史・文化に加え周辺観光等の情報提供等の拠点となる。

○施設概要

所在地	富士宮市宮町5-12
敷地面積	約6,100 m ²
建物	鉄骨造 地上5階建て 延床面積約3,400 m ²
開館日	平成29年12月23日
主要施設	映像シアター、企画展示室、研修室、富士山ライブラリー、カフェ・ミュージアムショップ等

○組織概要

設立年	平成29年12月1日
設立目的	世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値についての県民の理解を深めることにより、当該顕著な普遍的価値を後世に引き継ぐこと及び県民文化の向上に寄与すること
組織	館長（非常勤特別職）、副館長、企画総務課、学芸課
職員数	14人
運営の基本方針	富士山を「永く守る」ために、富士山の価値や魅力を「楽しく伝える」活動を行うとともに、県民が富士山を通じて国内外の人々と「広く交わる」機会を創出する。 また、これらの活動内容を奥深いものとするため、富士山の自然や歴史、文化等を「深く究める」活動を展開する。 これら諸活動の成果を「連ねる」ことで「富士山学」を体系化し、世界遺産「富士山」の価値を探求する活動を展開する。
特長及び事業内容	・世界遺産としての富士山の保護、保存の役割を担う拠点であるとともに、学術調査機能などを併せ持つ施設である。 <展示構成> ・ガイダンス展示 ・常設展示（登拝する山、荒ぶる山、聖なる山、美しき山、育む山、受け継ぐ山） ・企画展示 ・映像シアター

(7) 静岡県立中央図書館

○基本理念／目的

県民の教育、学術及び文化振興と普及を図る。

(静岡県文化センター設置条例)

○施設概要

所在地	静岡市駿河区谷田 53-1
敷地面積	5,674.7 m ²
延床面積	8,816.64 m ² (地上3階、地下1階)
開館日	大正14年4月 (昭和45年4月現地に移転)
施設	閲覧室、書庫、子ども図書研究室、子どもコーナー「どんぐりひろば」、事務室、講堂、会議室、中会議室、小集会室A、B、展示室
運営の基本方針	・県民の教育及び文化の向上に寄与することを目的に、「県民の生涯学習の拠点」、「資料保存センター」、「市町立図書館への支援」を推進し、県内図書館の中核的機能を担う生涯学習の拠点施設となる。
資料の保有状況	図書資料 889,700 冊 視聴覚資料等 15,241 点

※ 静岡県文化センターを構成する(1)図書館 (2) 講堂、会議室その他の施設のうち(1)の名称を静岡県立中央図書館という。

(8) 公立大学法人静岡文化芸術大学

○基本理念／目的

- ・実務型の人材を養成する大学
豊かな人間性と的確な時代認識や社会認識を持ち、国際社会の様々な分野で活躍できる人材を養成する。
- ・社会に貢献する大学
地域、国際、世代が教育研究の場で幅広く融合する“開かれた大学”として地域社会及び国際社会の発展に貢献する。

○組織概要

設 立 年	平成 12 年公設民営方式により学校法人が運営する私立大学として開学、平成 22 年公立大学法人が運営する大学に移行
設立目的	地域社会及び他の大学、研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに、人・もの・社会のより良いあり方や、豊かさ・美しさを付与する文化・芸術を探究し、人間味溢れる質の高い文化の創造を提案・発信するための教育研究を行うことにより、学術文化の振興に資するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。 また、社会の課題に積極的に対応するため、地域・国際・世代が教育研究の場で幅広く融合する開かれた大学として、我が国の更なる発展に貢献することとする。 (学則第 1 条)
組 織	【法人】 理事長、理事、事務局 【大学】 学長、副学長、文化政策学部（国際文化学科、文化政策学科、芸術文化学科）、デザイン学部（デザイン学科）、大学院（文化政策研究科、デザイン研究科）、文化・芸術研究センター、事務局
職 員 数	169 人（教員 88 人、事務職員 81 人）
特長及び事業内容	文化力・デザイン力のある実務型の人材を養成 【教育面】 教養教育：バランスのとれた知識 導入教育：SUAC 生としての基礎づくり 実践教育：社会の中で役立つ力 外国語教育：国際的に活躍する力 専門教育：充実した学びの中で専門性を深める 【研究面】 重点研究テーマ：1)包摂的な文化の推進のためのグローバルデザイン、2)いのちを大切にす文化、社会、経済のグローバルデザイン、3)遠州地域を輝かせるグローバルデザイン 【地域貢献】 社会人聴講生・科目別履修生制度や一般向け公開講座開催等による「開かれた大学」の実現

(9) 公益財団法人静岡県舞台芸術センター(S P A C)

○組織概要

設 立 年	平成7年7月21日
設立目的	演劇、舞踊等の舞台芸術に関し、その創造活動等により、静岡県の芸術文化の振興を図り、香り高い文化の創出に寄与する。
組 織	理事長 芸術総監督兼副理事長、芸術局長、芸術局（制作部、文芸部、創作・技術部、演技部） 専務理事兼事務局長、事務局（総務課）
職 員 数	103人
特長及び事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ 県立の劇団として、県民をはじめ多くの人に舞台芸術作品に触れる機会を提供する専門機関である。常設の専用劇場と稽古場を持ち、芸術監督の下、オリジナル作品を生み出しており、この形態が公立文化施設としては日本で唯一であることから、本県文化振興の特長の一つである。・ 舞台芸術の創造と公演（専属スタッフによる独自の作品の制作・上演、国内外の優れた舞台芸術作品の上演や舞台芸術の国際的イベントの定期的な開催）・ 舞台芸術に関する人材の育成・ 舞台芸術に関する活動の支援・ 舞台芸術関係施設の管理運営

(10) 公益財団法人静岡県文化財団

○組織概要

設 立 年	昭和 59 年 5 月 22 日設立
設立目的	各種の文化及び芸術の振興を図る事業並びに国内外との交流を図る事業を行うことにより、個性豊かな県民文化の振興を図り、もって県民生活の向上と活力あふれる郷土づくりに寄与する。
組 織	理事長、副理事長 2 人（館長、アーツカウンシル長）、専務理事(支配人)、事務局長、事務局参事(アーツカウンシル担当)事務局（総務課、文化事業課、貸館事業課、アーツカウンシル課）
職 員 数	47 人
運営の 基本方針	<ul style="list-style-type: none">・次世代を担う子どもを中心に、幅広く県民が文化芸術に初めて触れる場づくり「はじめての劇場」として、上質で多彩な文化芸術を推進する。・アーツカウンシルしずおかによる創造的な活動への支援により、まちづくりや観光、福祉、教育などの社会の様々な分野においてイノベーションが生まれる地域づくりに貢献する。・グランシップの施設利用を通じて県民の文化芸術活動と交流を支援し、「集いをささえるグランシップ」を具体化する。
特長及び 事業内容	<ul style="list-style-type: none">・グランシップ企画事業を核として、文化芸術を体験する場づくりを総合的に行う。・グランシップ指定管理者として、施設の運営管理を担う。・令和 3 年 1 月にアーツカウンシルしずおかを設置。高い専門性を持つスタッフを配置し、「住民主体の創造活動の推進エンジン」、「多分野協働のプラットフォーム」、「文化政策シンクタンク」の 3 つを担う。

(参 考)

アーツカウンシルしずおか（公益財団法人静岡県文化財団に設置）

○組織概要

設 置 年	令和3年1月1日設置
設置目的	住民主体の創造的活動を促進するプラットフォームとして、社会の様々な分野の担い手による地域の活性化や社会課題への対応を目指す創造的な取組を支援する。
組 織	アーツカウンシル長、事務局参事兼アーツカウンシル課長、プログラム・ディレクター、プログラム・コーディネーター、事務スタッフ
職 員 数	11人
運営の 基本方針	“すべての県民が作り手（表現者）”となることを目指し、誰もが有する創造力が活かされる道をひらき、まちづくりや観光、福祉、教育など社会の様々な分野においてイノベーションが生まれる創造的な地域づくりに貢献する。
特長及び 事業内容	○住民主体の創造活動の推進エンジン ・アートマネジメントの専門的人材を配置し、住民主体のアートプロジェクトの活性化に向けた助言や助成等の支援を行うとともに、住民プロデューサーの発掘や、先導的な事業の試行等を行う。 ○多分野協働のプラットフォーム ・クリエイティブ人材と企業や団体等とのマッチングやネットワークづくり、相談対応などのコーディネート業務を行う。 ○文化政策シンクタンク ・地域資源・文化活動等の調査研究、自治体や文化団体等への助言・提言を行う。

2 計画策定までの経緯

日付	区分	内容
令和元年10月25日	文化政策審議会	令和元年度第1回 ・静岡県内の文化の現状と施策についての報告 ・静岡県内の文化力の向上に向けた中長期的視点からの提言
令和2年11月12日	文化政策審議会	令和2年度第1回 ・令和元年度からの進展及び変更等の報告 ・第5期ふじのくに文化振興基本計画の策定に向けた審議
令和3年3月19日	文化政策審議会	令和2年度第2回 ・第5期ふじのくに文化振興基本計画の策定に向けた審議
令和3年7月6日	文化政策審議会	令和3年度第1回 ・第5期ふじのくに文化振興基本計画の中間案の審議
令和3年11月5日	文化政策審議会	令和3年度第2回 ・第5期ふじのくに文化振興基本計画の中間案の審議
令和3年12月22日 ～ 令和4年1月12日	県民意見提出 手続（パブリック コメント）	・第5期ふじのくに文化振興基本計画案に対する意見募集
令和4年2月7日	文化政策審議会	令和3年度第3回 ・第5期ふじのくに文化振興基本計画案の審議

3 静岡県文化政策審議会委員名簿

氏名	役職等	備考
横山 俊夫	静岡文化芸術大学学長	会長
太下 義之	同志社大学経済学部経済学科教授	副会長
北川 フラム	アートディレクター	
木下 直之	静岡県立美術館館長	
澤田 澄子	公益社団法人企業メセナ協議会常務理事兼事務局長	
柴田 英杞	独立行政法人日本芸術文化振興会プログラムディレクター	
鈴木 壽美子	静岡県文化協会会長	
高山 靖子	三菱商事株式会社社外監査役	
遠山 敦子	静岡県富士山世界遺産センター館長	
仲道 郁代	ピアニスト	
松井 冬子	日本画家	
宮城 聰	公益財団法人静岡県舞台芸術センター芸術総監督	
森谷 明子	日本画家	
諸田 玲子	作家	

(以上14名、敬称略)

任期：令和3年8月16日～令和5年8月15日（2年間）

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 文化振興基本計画（第6条）

第3章 文化の振興に関する基本的施策（第7条—第13条）

第4章 静岡県文化政策審議会（第14条—第20条）

附則

私たちの静岡県は、霊峰富士をはじめとした美しく変化に富んだ自然と温暖な気候に恵まれ、茶、魚、果物その他の豊かな物産を産出する暮らしやすい県であるとともに、古くから東西交通の要衝の地として、東西日本の文化の交流が盛んに行われ、豊かな歴史を刻んできた。これらの風土及び歴史の中で、先人たちが県内外の様々な人々と交流し、ふれあいながらはぐくんできた個性豊かで多様な文化が、各地に様々な存在している。

これらの文化を未来へと継承し、かつ、新しい価値を見出すことにより新たな地域文化として創造し、及び発展させていくためには、様々な地域や人々とのつながりや交流を実感し、かつ、産業、まちづくり、教育、福祉等の分野との連携を図りながら、次代の文化の担い手である子どもをはじめとした文化に関わる様々な人を育てる環境や仕組みを作っていかなければならない。

また、県民の文化に関する価値観や文化との関わり方は、様々であり、持続的に文化を振興していくためには、県民の自主性が尊重されることを旨としつつ、文化を創造し、又は享受する活動が尊重されるとともに、それらの活動を理解し、支援し、仲介する等の文化を支える活動が尊重されなければならない。

私たちは、県民すべての幸せと繁栄のために、これらの課題に取り組むことによって、静岡県が多様な文化資源を生かし、発展させて、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現を目指すとともに、文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、及び県の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって個性豊かで創意及び活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支える活動（以下これらを「文化活動」という。）を行うことが県民の権利であることにかんがみ、県民が等しく文化活動に参加できるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化の振興に当たっては、県民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 文化の振興に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

4 文化の振興に当たっては、文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推

進されなければならない。

- 5 文化の振興に当たっては、風土及び歴史に培われてきた地域の伝統的な文化が、県民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

(県の役割)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 前項の規定による文化振興施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項について十分に配慮しなければならない。

- (1) 文化の内容に介入し、又は干渉することがないようにすること。
- (2) 広く県民の意見が反映されるようにすること。
- (3) 広域的な視点に立ちながら、市町又は文化活動を行う団体(国及び地方公共団体を除く。)及び個人(以下「民間団体等」という。)では実施が困難なものに取り組むこと。

- 3 県は、文化振興施策の策定及び実施のために必要な体制を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4条 県は、地域における文化の振興が市町の本来的な役割であることにかんがみ、文化振興施策の推進に当たっては、市町との連携に努めるとともに、市町が文化振興施策を策定し、及び実施するために必要な助言若しくは協力を行うよう努め、又は市町相互の連携が図られるよう努めるものとする。

第5条 県は、民間団体等の自主性及び民間団体等が行う文化活動の多様性に十分に配慮しながら、当該文化活動の相互の連携が促進されるとともに、民間団体等が行う支援活動(文化活動のうち文化を創造し、又は享受する活動を支える活動をいう。以下同じ。)が促進されるよう、環境の整備その他の支援を行うものとする。

第2章 文化振興基本計画

第6条 知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画(以下「文化振興基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 文化振興基本計画は、文化振興施策の大綱その他文化の振興に関し必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、文化振興施策と産業、まちづくり、教育、福祉その他の分野における施策との連携が図られるよう配慮するものとする。
- 4 知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、静岡県文化政策審議会に意見を求めるものとする。
- 5 知事は、文化振興基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、文化振興基本計画の変更について準用する。

第3章 文化の振興に関する基本的施策

(多様な文化資源の把握等)

第7条 県は、独創的で優れた地域文化の形成等を図るため、地域に根ざした伝統文化、新たに創造された地域文化その他の本県の多様な文化資源の把握、保存、継承及び活用の促進、当該文化資源に関する情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動を行う機会の提供等)

第8条 県は、広く県民が文化活動を行う機会の充実を図るため、文化施設の活用又は民間団体等との連携による文化活動を行う機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化活動の充実等)

第9条 県は、次代の文化の担い手となる青少年が豊かな人間性を形成し、創造性をはぐくむことができるようにするため、学校教育における文化活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者等の文化活動が活発に行われるような環境の整備等)

第10条 県は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化を創造する活動への支援等)

第11条 県は、本県の文化水準の向上に資するとともに、本県の魅力を高め、及び県民の誇りとなる文化の振興を図るため、世界を視野に入れて文化を創造する活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援活動の普及啓発等)

第12条 県は、民間団体等が行う支援活動が本県における文化の振興に果たす役割の重要性にかんがみ、その促進を図るため、当該支援活動の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域産業の振興等に関する情報の提供等)

第13条 県は、県民の文化活動の促進に資する地域産業の振興を図るとともに、当該地域産業による地域文化の形成を促進するため、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 静岡県文化政策審議会

(設置及び所掌事務)

第14条 県に、静岡県文化政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 文化振興基本計画に関し、第6条第4項に規定する意見を述べること。
- (2) 知事の諮問に応じ、文化の振興に関する基本的事項について調査審議すること。
- (3) 知事の諮問に応じ、文化振興施策の目標の達成度、効果等について検証し、及び評価すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化の振興に関し必要な事項について調査審議し、知事に意見を述べること。

(組織)

第15条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

(任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第19条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

(委任)

第20条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第5期 静岡県文化振興基本計画

令和4年3月発行

編集・発行 静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化政策課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-2252